

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(募集要項)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
1	募集要項	2	第2	5			敷地面積	敷地面積は、図上計測39,809.73㎡、登記面積38,515㎡の記載がありますが、どちらの面積を正として計画を行えば宜しいでしょうか。	敷地面積は39,424.77㎡となります。(要求水準書別紙4-3土地利用計画図参照)
2	募集要項	2	第2	4			PF事業に期待すること	「PF事業者には町のパートナーとして…豊富な経験に基づく知見やアイデアを提供し、積極的な関与を期待したい」とあります。また、要求水準書P.39に「地域活性化の検討状況に応じて…本事業とは別業務を委託することがある」との記載があります。例えば、地域活性化の検討に関する業務において、新たな検討の場の設置などの積極的な関与を行う場合、別業務を委託いただける可能性はありますでしょうか。	地域活性化業務の別業務発注について、協議・検討する可能性はありますが、確約するものではありません。
3	募集要項	3	第2	6	(2)	(2)	解体・撤去対象施設	建物及び付随する設備の解体・撤去後の跡地整地は、搬入土無しの整地と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	現状地盤まで埋戻して整地を行ってください。
4	募集要項	3	第2	6	(2)	(2)	解体・撤去対象施設	解体・撤去範囲外として、2校とも「外構等」と記載がありますが、排水側溝、アスファルト舗装(駐車場など)、外周部フェンス、土留めなどは残置と理解してよろしいでしょうか。また、解体・撤去範囲外の構造物であっても、対象施設の解体時に支障となる場合、協議のうえ、解体することは可能でしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
5	募集要項	3	第2	6	(2)	(2)	解体・撤去対象施設	不動堂中学校のテニスコートは「外構等」と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
6	募集要項	3	第2	6	(2)	(2)	解体・撤去対象施設	解体・撤去範囲外として、「外構等」と記載があるため、解体整地完了後、敷地外周部に立入防止柵等の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
7	募集要項	3	第2	6	(2)	(2)	解体・撤去対象施設	資料閲覧時にご提示頂きました図面は改修図となっていました。不動堂中学校の竣工図書はございませんか。	ございません。
8	募集要項	3	第2	6	(2)	(2)	解体・撤去対象施設	解体範囲が不明瞭ですので、図面等で具体内容をご教示ください。	既存中学校に関する閲覧資料をもとに、ご検討ください。
9	募集要項	3	第2	7	(1)		業務範囲	什器備品の調査・計画業務は厨房機器は対象外の理解で宜しいでしょうか。	厨房設備の設置は、給食棟の建築工事の業務範囲となります。また要求水準書別紙8に示す給食棟の備品は、什器備品の調査・計画業務の対象となります。
10	募集要項	4	第2	10			事業スケジュール	「開業準備は維持管理期間に含まれる」と記載がございますが、開業準備は開校までに終わらせる必要がある認識で宜しいでしょうか((想定)開業準備:令和7年3月1日～令和7年3月31日/開校:令和7年4月1日～)。	ご理解の通りです。
11	募集要項	4	第2	10			事業スケジュール	「維持管理業期間(15年)」とありますが、一方でその期間が「令和7年3月1日～令和22年3月末日」とあり、下段には「※開業準備は、維持管理期間に含まれる。」とあります。正確な維持管理期間は15年1ヶ月であり、保安警備業務の開始日、維持管理期間中に事業者が加入すべき保険の加入開始日は令和7年3月1日ということでしょうか。あるいは、費用が発生する保安警備業務や保険の加入、その他維持管理業務の開始日はあくまで令和7年4月1日であり、令和7年3月は開業準備期間ととらえ、費用が発生する業務は無いと理解してよろしいでしょうか。また、その場合、開業準備期間中に事業者の行うべき業務に関し、想定がありましたら、ご教示ください。	ご指摘の通り、保安警備業務の開始日、維持管理期間中に事業者が加入すべき保険の加入開始日は令和7年3月1日、維持管理期間は15年1ヶ月となります。令和7年3月分の1か月分を令和6年度分としてお支払いする想定です。
12	募集要項	4	第2	10			事業スケジュール	維持管理期間は「15年」とありますが、実際には「15年1か月間」であり、令和7年3月分の維持管理業務については初回分のサービス対価0に加算できる(サービス対価0の初回は4か月分となり、他の59回とは同額にならない)との理解でよろしいでしょうか。	No.11を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(募集要項)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
13	募集要項	6	第2	12			予定価格	基本計画では上限金額55億円でしたが、今回5 113 646 000円となっております。差額は特定後に地域関係者等の要望を検討し取り込む可能性の分として見込んでよろしいでしょうか。	基本計画は本事業の公募における資料ではありません。また基本計画時点の金額は土地の取得費や町が行う調査・工事等もすべて含んだ金額であり、見直しもしているため本事業の上限額ではありません。今回ご提示している予定価格の範囲内でのご提案をお願いします。
14	募集要項	6	第3	1	(2)		参加構成	工事を担当するものについて、土木造成、校舎建設、解体業務でJV構成企業が変わるのは問題無いでしょうか。	ご理解の通りです。
15	募集要項	6	第2	12			契約金額の上限額	予定価格における税込金額と税抜金額をご教示願います。	募集要項において、予定価格における税込金額を示しております。税抜金額については事業者がご提案ください。
16	募集要項	6	第2	13			契約金額の下限額	最低制限価格における税込金額と税抜金額をご教示願います。	募集要項において、最低制限価格における税込金額を示しております。税抜金額については事業者がご提案ください。
17	募集要項	7	第3	1	(1)		協力企業	協力企業は他の応募者の協力企業として参画が可能な法人とありますが、複数のSPCと協力企業になる事が可能という認識ととらえても宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	募集要項	7	第3	1	(1)		協力企業	本事業では特殊業務等は必要とされておりませんが、協力企業が他のグループに参画することを可能とされたのは何故でしょうか。談合を助長することも考えられるため理由をご教示ください。	なるべく多くの企業に参加いただくためです。協力企業のお他グループへの参加については、グループに関する情報守秘を協力企業に求める等、公正な手続きに必要な手当てを民間事業者の判断で取ってください。
19	募集要項	7	第3	1	(2)	2)	② 応募者の構成等	「代表企業は、SPCの出資者の内最大の出資を行い～」とありますが、各企業間の中で最大の出資割合であれば50%以上である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	募集要項	7	第3	1	(1)		応募者の定義	協力企業は他の応募者の協力企業となれるとありますが、競争の公平性の観点から認めるべきではないのではないのでしょうか。	No.18を参照してください。
21	募集要項	7	第3	1	(1)～(2)		協力企業	協力企業が他のグループに参画することが可能とした考えをお教え下さい。	No.18を参照してください。
22	募集要項	9	第3	1	(4)	7)	応募者の制限	第二文後半「…団体の代表兼を…」とありますが、誤植でしょうか。	ご理解の通りです。募集要項を修正します。
23	募集要項	10	第3	(5)	2)		参加資格確認基準日等	「優先交渉権者の決定後、事業契約締結までの間当該優先交渉権者が不適当と認められる行為を行った場合には、町は当該優先交渉権者と事業契約を締結しないこともある。」とありますが、当該行為が過去に遡及しないと考えるとよろしいでしょうか。また、「契約締結しないこともある」の事例についてご教示ください。	「不適当と認められる行為」とは例として募集要項9頁の(4)応募者の制限に該当することを想定しています。当該行為が過去に遡及しないわけではありません。
24	募集要項	10	第1	1	(6)		応募者の変更等	町が妥当と認めた場合には、協力会社を追加できるとありますが、建物維持管理に必要なメーカー系や機械警備を後から追加出来るとの認識で間違いはないのでしょうか。	やむを得ない事情が生じ、妥当と認めた場合には、町が協議の上、判断します。
25	募集要項	12	第4	2			公募スケジュール	プレゼンテーションでは提案書以外の追加資料(模型や動画等)は使用できないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、提案書を逸脱しない範囲のパワーポイントなどのプレゼン資料の作成は認めます。
26	募集要項	14	第4	3	(4)		資料の閲覧	既存中学校の資料の閲覧(写真撮影)で把握できなかった点について再度閲覧は可能でしょうか。また現地確認はできませんでしょうか。	閲覧は行いませんが、閲覧資料にはなく、解体撤去工事に必要と思われる資料については、追加で参加表明書提出の代表企業に別途提供いたします。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(募集要項)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
27	募集要項	15	第4	3	(8)	2)	提出方法	代表企業の名称又は商号及び「美里町 新中学校整備等 事業提案書在中」と朱書きする提案書類の表とは、ファイルを入れる段ボール等の表ということでしょうか。あるいは、様式集2(1)に記載のある価格提案書は封筒に入れ必要事項を朱書きすることを指しているのでしょうか。	様式集2(1)に記載のある価格提案書は封筒に入れ必要事項を朱書きすることを指しています。
28	募集要項	15	第4	3	(8)		提案書の受付	事業計画の提案書の提出部数をご提示願います。	募集要項24頁に記載の通り、15部ご提出ください。
29	募集要項	15	第4	3	(8)		提案書	提案書の提出は何部必要でしょうか。	募集要項24頁に記載の通り、15部ご提出ください。
30	募集要項	15	第4	3	(8)	2)	提出方法	「なお提案書類は表に」とありますが、(6)同様、封筒への記載方法と認識してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。No27を参照してください。
31	募集要項	17	第5	3			審査方法	「なお…応募者の構成員及び協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合…」とありますが、参加資格要件を欠くような事態とは、具体的にどのような内容でしょうか。	募集要項9、10頁にある(4)応募者の制限に該当する事由です。
32	募集要項	18	第2	12 13			契約金額	税込の上限額および下限額が記載されていますが、税別の上限額および下限額は設定されないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	募集要項	18	第6	2	(2)		契約金額	契約金額は提案価格(税抜)に、当該価格から設計・建設工事等費用相当に係る割賦金利を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額とありますが、その他費用には印紙代や保険料など、消費税がかからない項目もございます。非課税分については対象外としてよろしいでしょうか。	非課税部分については消費税の対象外として構いません。
34	募集要項	19	第6	3	(6)	1)	契約保証金の納付	契約保証金の額が、事業契約書(案)第82条と異なっていますが、いずれが正しいでしょうか。	事業契約書を正とします。
35	募集要項	19	第6	3	(5)		土地及び建物の使用等	PFI事業者は、本施設の設計・建設期間中においてPFI事業の用に供するために、町が所有する土地及び建物のうち、必要な範囲を無償で使用できるとありますが、例えば貴町役場の空き部屋等を現場事務所として、市役所等の駐車場を作業員駐車場として無償で使わせていただけますでしょうか。	「必要な範囲を無償で使用できる」とは建設用地のことを指します。役場内の空き部屋等を無償で利用することはできません。
36	募集要項	20	第6	3	(6)	2)	② 契約保証金の納付免除	設計企業、建設企業及び工事監理企業が各社毎に履行保証保険契約を締結することで契約保証金の納付が免除される理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	募集要項	20	第6	3	(8)		下請企業の通知	こちらに記載されている構成員とは構成企業と同一であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	募集要項	20	第6	3	(8)		下請企業の通知	建設業務の下請企業については決まり次第、都度通知させていただくことでよろしいでしょうか。	原則30日前としますが、難しい場合には、町にご相談ください。
39	募集要項	20	第6	3	(8)		下請企業の通知	各業務の開始30日前に町に通知することは、困難です。事業契約書(案)第11条、第19条、23条、39条のとおり、事前の通知として頂けますでしょうか。	No.38を参照してください。
40	募集要項	20	第6	3	(6)	2)	② 契約保証金の納付免除	PFI事業者を被保険者とした場合、建設企業が代表して設計業務及び工事監理業務に係る費用の100分の10以上の履行保証権契約を締結することは可能でしょうか。	ご理解の通りです。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(募集要項)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
41	募集要項	21	第7	1			サービス対価の支払	地域活性化業務のサービス対価について、町との協議に基づき支払金額が決定されるとありますが、原則は事業者の提案に基づき、要求水準書や事業者提案の内容が変更された場合に、町との協議により支払金額が変更されるという理解でよろしいでしょうか。	業務内容に変更がある場合には、町と協議の上で決定します。
42	募集要項	21	第7	1			サービス対価の支払	造成工事については、令和4年～6年の期間に工事費を支払い…とありますが、支払条件をご教示ください。(年度ごとの出来高払いや一定比率での支払:33.3%など)	令和4年度40%以内(出来高払)、令和5年度70%以内(出来高払)、令和6年度100%(完成払)を想定しています。
43	募集要項	21	第7	1			造成工事費の支払について	「…造成工事については、令和4年～6年の期間に工事費を支払い…」とありますが、各年度の支払金額としては以下の理解でよろしいでしょうか。 各年度ごとの出来高に相応する10分の10から既に部分払いの対象となった造成工事費を控除した額	No.42をご参照ください。
44	募集要項	21	第7	1			サービス対価	サービス対価の支払いですが、本施設の設計及び建設等に係る補助金及び地方債が町に交付される場合とありますが、交付の有無により、金利等に大きな影響が生じます。入札時に有無を確定いただけないでしょうか。	補助金及び地方債については、現在確約できるものではありません。交付手続きを進めていますので、その前提でご提案ください。
45	募集要項	23	第8	3			財務書類の提出	「町に対して監査報告及び年間業務報告を行う。」とありますが、報告実施者はコンソーシアムメンバー(SPC役員含む)が行う、との認識でありますが、念のためその旨確認させて下さい。(一般的に外部委託先(公認会計士等)が行政側に報告することではなく、念のため確認させていただいております)	ご理解の通りです。
46	募集要項	23	第8	3			財務書類の提出	「町は当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる。」とありますが、不必要に公開されることはなく、かつ公開内容の可否確認については、事前にSPC側にご確認頂ける、との理解でありますが、念のためその旨確認させて下さい。	ご理解の通りです。
47	募集要項	24	第9	3			応募時に提出書類	様式2-1から2-3については、1部のみの提出という理解でよろしいでしょうか。	原本を1部、写しを14部の提出をお願いします。
48	募集要項	24	第9	3			応募時の提出書類	「様式集に示す書類を15部提出すること」とありますが、正本1部、副本14部という認識でよろしいでしょうか。	原本を1部、写しを14部の提出をお願いします。
49	募集要項	24	第9	3			応募時の提出書類	ご提出する書類ですが、部数について確認させて下さい。 ①様式第2-1号から様式第2-3号については1部提出との理解で宜しいでしょうか。 ②15部提出の対象となるのは、様式第3-1号から様式第6-3号が対象でしょうか。 ③価格に関する提案書である様式第7-1号から様式第7-11号については「様式集 - 2. 提案書作成要領」とおり、1部提出との理解で宜しいでしょうか。	①原本を1部、写しを14部の提出をお願いします。 ②様式第2-1～2-3、様式第3-1号から様式第6-3号、様式7-1、様式第7-3から様式第7-11について、原本を1部、写しを14部の提出をお願いします。 ③価格に関する提案書である様式第7-1号から様式第7-2号について1部提出してください。「様式集 - 2. 提案書作成要領」は修正させていただきます。
50	募集要項						用語の定義	「協力企業」は、基本契約書(案)及び事業契約書(案)の「協力会社」と同様の意味という認識で宜しいでしょうか。可能であれば、文言を統一して頂けないでしょうか。	ご理解の通りです。事業契約書(案)は「協力企業」に統一します。
51	美里町建設工事等入札参加業者指名停止要領		別表				町発注工事等	町発注工事等との記載がありますが、「等」が示す具体例をご教示ください。(例えば国交省が発注した工事で宮城県内での工事など)	「等」とは、町以外の公共機関を指します。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
1	要求水準書	3	第3	6	(4)	⑦	平面・動線計画	町が直接行う学校体育施設の開放とあるが、グラウンド、テニスコートの夜間利用のお考えは含まれますでしょうか。(ナイター設備の必要性)	屋外運動場の夜間利用は見込んでいません。
2	要求水準書	5						ガス設備取り合い点以降を整備対象と記載ありますが、別途、ガスバルク・ガスメーター以降が事業者工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	要求水準書	5	第2	2	(3)		インフラ設備との接続	現時点において、インフラ事業者(電気、水道、ガスなど)との協議を行ってもよろしいでしょうか。ご教示ください。	協議を行っても構いません。
4	要求水準書	5	第2	2	(3)	④	ガス	ガス設備が必要となる諸室、容量の想定はあるでしょうか。ご教示ください。	理科室でガスバーナーの使用を見込んでいます。その他、家庭科室(ガスコンロ)や給湯室(ガス給湯器)の想定もありますが、電気に対応出来る場合は、ガスでなくても良いものとします。容量については、使用が見込まれる器具等に合わせてご提案ください。
5	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	延床面積の上限、下限はありますでしょうか。	延床面積の上限、下限はありません。要求水準と関係法令に準じて計画してください。
6	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	「校舎に配置する諸室」の中で、「給食受入室」がありますが、給食棟から直接搬送し、給食受入室を取りやめることは可能でしょうか。また、必要となる場合、給食受入室の具体的な使用方法をご教示ください。	提案事項と考えるため、取りやめる事も可能です。
7	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	以前公開された基本計画図では、パソコン室がありましたが、今回削除されておりました。要求水準書及び【別紙6】各室諸元表に記載のない部屋は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	校舎に配置する施設として、将来的にICT設備の導入を想定していることから、コンピュータールームは不要という理解でよろしいでしょうか。	No7を参照してください。
9	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	「武道場」について、剣道場、柔道場は壁などで間仕切りは必要でしょうか。また、それぞれ専用の出入口は必要でしょうか。ご教示ください。	提案に委ねます。
10	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	武道場・剣道場について室の大きさや天井高さについて指定がありましたらご教示ください。	別紙6 各室諸元表を参考に、用途上支障のない面積と高さを計画してください。
11	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	「給食棟」について、給食用搬入トラックの大きさ、地面からプラットフォームまでの必要高さをご教示ください。	納入業者により車両は異なりますが、一般的には4t車(コンテナ)が多くなっています。一般的なものを想定ください。
12	要求水準書	6	第2	3			給食棟	給食の搬送方法を検討するため、運搬コンテナのサイズをお教え願います。	現時点で決まっていないため、一般的なものを想定ください。
13	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	給食棟について校舎と渡り廊下でつながっておりますが、屋内の渡り廊下と考えてよろしいでしょうか。	「渡り廊下など」としてしていますので、渡り廊下に限らず要求水準と関係法令に準じて提案してください
14	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	渡り廊下の記載がありませんが、腰壁付きとし、床面積が発生しないものとして考えてよろしいでしょうか。	No13を参照してください。
15	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	屋内運動場について、各コートのサイズの指定がありましたらご教示ください。また、校舎と渡り廊下でつながっておりますが、渡り廊下の仕様(屋内/半屋外等)について条件がありましたらご教示下さい。	Q1 屋内運動場について、体育の授業で使用できるサイズであれば構いませんが、各競技規則で定めるサイズであると望ましいと考えます。 Q2 渡り廊下については、No14を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
16	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	屋外運動場のうち、野球・ソフト兼用グラウンドとサッカーコートが重複することは許容頂けるでしょうか。ご教示ください。	重複しても構いませんが、重複する部分は少ないほうが望ましいと考えます。
17	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	屋外運動場のうち、「テニスコート3面」と記載があります。これまでの公表資料では「2面」と記載されていましたが、「3面」が正しいと理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	3面が正となります。
18	要求水準書	6	第2	3			屋外運動場	テニスコート3面で構成とありますが、造成実施設計図面では2面での計画となっております。3面設置が正と考えてよろしいでしょうか。	No17 を参照してください。
19	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	屋外運動場にテニスコート3面とありますが、提供された造成図面ではテニスコートが2面です。どちらが正でしょうか。	No17 を参照してください。
20	要求水準書	6	第2	3			屋外運動場	野球・ソフト兼用グラウンド、サッカーコートについて、最低限確保する必要のあるサイズの設定があればご教示ください。	サッカーコートは縦105m×横68mが望ましいですが、サッカー競技規則で定める大きさを満たしていれば提案により変更することも可能です。 野球・ソフト兼用グラウンドについては、公認野球規則に定めるサイズが望ましいと考えます。
21	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	屋外運動場について各コートのサイズの指定がありましたらご教示ください。	No20 を参照してください。
22	要求水準書	6	第2	3			建設工事業務	校舎、屋内運動場、武道場、プール、給食棟は、それぞれ別棟ではなく、合築としてもよろしいでしょうか。	合築とする計画も可能です。
23	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	駐車場について125台以上とありますが、台数の内訳(職員、来校者用等)がありましたらご教示下さい。	職員用が50台程度、来客用が75台以上の確保が望ましいです。
24	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	駐車場125台の内訳(職員用、来訪者用等)をご教示願います。	No23 を参照してください。
25	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	「スクールバスは最大10台で運行予定である。」と記載がありますが、新中学校の敷地内には何台の駐車区画を用意すればよろしいでしょうか。「美里町新中学校施設基本計画(令和元年5月)」では、「駐車場は、(省略)マイクロバス程度～大型自動車(約4台)を想定する。」と記載がありますが、4台と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
26	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	スクールバスは最大10台で運行予定とありますが、敷地内に10台分の駐車スペースが必要と考えてよろしいでしょうか。	No25 を参照してください。
27	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	スクールバスの運行者は、すでに決定していますでしょうか。ご教示ください。	運行者は今後検討を行うため、現段階では未定です。
28	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	スクールバスのサイズ及び仕様(ガソリン、電気等)をご教示願います。	使用が想定されるバスは、ディーゼルエンジンのマイクロバス(29人乗り)ですが、今後変更となる可能性があります。
29	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	スクールバスについて、想定している乗車人数があれば、ご教授下さい。	No25 を参照してください。
30	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設	想定しているスクールバスの大きさをご教示願います。また、スクールバスの駐車場は何台分必要になるでしょうか。	No25,28 を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
31	要求水準	6	第2	3			避難場所	災害時には指定避難場所となる予定とありますが、受け入れ人数は何名くらいを想定していますでしょうか。	指定避難場所については、一人当たり2㎡使用すると仮定していますので、提案によって収容人数は変更となります。
32	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設:その他	新中学校は「指定避難場所」となることを予定していると思いますが、指定避難場所としての要件は「美里町地域防災計画」に則るとの理解でよろしいでしょうか。	災害対策基本法施行令に定める指定避難所の基準を参照してください。
33	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設 (表記載の「その他」)	「新中学校は、指定避難場所となる～」とありますが、貴町にて策定されている「美里町地域防災計画」に記載のある、「指定避難場所」と同様の意味として理解してよろしいでしょうか。 また、浸水想定区域の指定を受けていますが、風水害時の避難場所としての使用も想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	災害対策基本法施行令に定める指定避難所の基準を参照してください。 また、風水害時の避難場所としての使用も想定しております。
34	要求水準書	6	第2	3			整備対象施設 (表記載の「その他」)	「新中学校は、指定避難場所となる～」とありますが、該当敷地は東北地方整備局及び宮城県による浸水想定区域の指定を受けておりますが、想定浸水高さを想定しての計画を事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	想定浸水高さを考慮して、計画地盤高:9.70mを最低高としております。
35	要求水準書	6	第2	3				屋内運動場において備品(ハレーボール支柱・ネット、整理台、審判台、得点板、デジタイマー、卓球台・ネット、跳び箱・マット・跳躍板、ハンドボールゴール、黒板、マット他等)は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	要求水準書	6	第2	3				武道場棟において備品(柔道着、剣道防具、竹刀他等)は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	要求水準書	6	第2	3				給食棟の厨房機器ですが、主食(ごはん、パン)の調理は外注でも宜しいでしょうか。	外注を予定しています。
38	要求水準書	7	第2	4			解体・撤去対象施設	解体・撤去後は発生土による埋戻し及び不足分を購入土による埋戻しと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
39	要求水準書	7	第2	4			解体・撤去対象施設	既存建物の杭がある場合、杭撤去を含むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	要求水準書	8	第3	1			業務概要	引渡し後の引越しは本業務に含まれますでしょうか。また、含まれる場合に業務内容についてお示し願います。	既存備品等の引越し業務は、本業務には含まれません。
41	要求水準	8	第3	1	(1)		提案	什器備品の新規調達や移転は本業務外としておりますが、採用の是非を決定する前に備品を利用した提案を行うことに問題は無いでしょうか。	問題ありません。
42	要求水準書	8	第3	1	(1)		業務の範囲	「什器備品の新規調達及び、既存中学校から本施設への什器備品及び書類等の移転業務は本事業に含まないものとする。」とありますが、当事業は什器備品の調査・計画業務のみであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	要求水準	8	第3	2	(1)		調査業務	事前調査業務には建物家屋調査も該当しますでしょうか。	要求水準と関係法令に準じて応募者で判断してください。
44	要求水準書	8	第3	2	(2)		事前調査業務	PFI事業者は、本施設の設計に伴い必要な事前調査をPFI事業者の判断により実施することとありますので、測量や地質調査等の実施はPFI事業者判断にまかせるとの理解でよろしいでしょうか。	No43を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
45	要求水準書	8	第3	2	(2)		事前調査業務	別紙2 実測平面図のCAD図面を提供頂けないでしょうか。	実測平面図及び土地利用計画図については、参加表明を頂いた事業者にはファイルをご提供します。
46	要求水準書	8	第3	3	(1)		基本設計・実施設計・解体撤去設計業務	造成について、必要な実施設計等を行う際には、町で行った基本設計・実施設計との調整確認が必要な場合が想定されるため、町が委託した造成設計事務所との質疑が可能な体制を提供願います。	PFI事業者に対して、質疑が可能な体制を構築します。
47	要求水準書	8	第3	3	(4)		許認可手続き	都市計画法29条(開発許可)は関係権利者、管理者との同意・協議は完了済みでしょうか。また、協議状況が分かる資料の提供は頂けますでしょうか。	一部の同意・協議を除き完了済みです。協議内容は実施設計時に反映しております。
48	要求水準書	8			(4)		電気設備	今回の公告で太陽光発電設備、蓄電池等が一式削除されているが、要求水準としては数的基準を設けず、事業者の省エネ・防災拠点に対する考えに一任するという考えで認識してよいでしょうか。(提案として)	ご理解の通りです。
49	要求水準書	10	第2	3	実施設計図書	④	数量計算書	実施設計図書の「④数量計算書」について、工事費内訳書の根拠となる資料と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
50	要求水準書	10	第3	3	(9)		実施設計図書	⑤説明資料に「コスト縮減説明書」がございますが、入札時の建設費を更に縮減するという事でしょうか、ご教示願います。	提案の際に、経済性に配慮した点を説明してください。
51	要求水準書	10	第3	3	②,④		実施設計図書	②工事費内訳書と④数量計算書は、施工者作成の任意書式とし、公共積算業務は不要と考えてよろしいでしょうか。	公共建築工事内訳書標準書式に則ってご計画ください。
52	閲覧資料2 要求水準書	10	第3	3	実施設計図書	②	工事費内訳書	実施設計図書の「② 工事費内訳書」について、町の指定ソフトではないと理解してよろしいでしょうか。(例:RIBIC など) また、単価については、公共単価や刊行物単価ではなく、事業者側の単価と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
53	要求水準書	11	第3	5	(1)		造成計画に係る基本要件	調整池とバスの乗り入れ口の位置や、造成レベルは提案によって変更可能なのでしょうか。変更可能な場合、変更手続きにかかる期間と費用を町側ではどのようにお考えなのかご教示願います。 ※積算に係る項目なので、回答予定日より早い時期の回答を希望します。	変更可能です。また、変更手続きに係る期間は、変更の度合いによって違うため、事業者決定後に県に相談するようになります。変更に係る手数料は、町で負担します。
54	要求水準書	11	第3	5	(7)		造成計画に係る基本要件	『原則、町道駅東線と町道小牛田南郷線との交差点部からの車両の乗り入れは出来ない。』とありますが、出入口不可となる交差点部と定義される範囲の詳細をご教示ください。	要求水準書別紙4-3交差点平面図の各々停止線から内側の部分を交差点と位置付けております。なお、緊急時や維持管理時に必要な大型車両の進入は可能です。
55	要求水準書	11	第3	5	(7)		造成計画に係る基本要件	「原則、町道駅東線と町道小牛田南郷線の交差点部からの車両の乗り入れは出来ない」とありますが、造成基本設計書において当該位置は正門となっており、緊急車両出入口を兼ねる記載があります。緊急車両の進入動線は正門以外に別途確保(駐車場を経由するなど)することでもよろしいでしょうか。	No54 を参照してください。
56	要求水準	11	第3	5	(7)		造成計画に係る基本要件	原則、町道駅東線と町道小牛田南郷線との交差点部からの車両の乗り入れは出来ない。とのことですが、緊急車両の進入は必要と考えて宜しいでしょうか。	No54 を参照してください。
57	要求水準書	11	第3	5	(7)		用語	「車両」の乗り入れとありますが、車両とは、道交法の車両(自動車・原動機付自転車・軽車両及びトロリーバス)と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
58	要求水準書	11	第3	5	(9)		防災調整池	県河川課及び放流先となる管理者との同意・協議は完了済みでしょうか。また、協議状況が分かる資料の提供は頂けますでしょうか。	事前協議は完了しております。協議内容は実施設計時に反映しております。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
59	要求水準書	11	第3	5	(10)		造成工事に係る基本要件	「本敷地境界において本敷地外との高低差が生じる場合は、擁壁により高低差処理を行うこと。」との記載がありますが、状況に応じて法面による高低差処理も可能との理解でよろしいでしょうか。	敷地の有効かつ安全な利用、および法面の安定性の確保という観点から、必要に応じて擁壁を設置してください。
60	要求水準書	11	第3	5	(10)		造成計画に係る基本要件	レベル差が生じる場合、法面処理などでの対応は可能でしょうか。それとすべての段差部分について擁壁は必須でしょうか。	No59 を参照してください。
61	要求水準書	11	第3	5	(10)		擁壁	本敷地境界において本敷地外との高低差が生じる場合と有りますが、高低差の定義をお示し下さい。また、造成計画平面図等で高低差が生じていると思われませんが、この部分についても擁壁にするとのお考えでしょうか。	No59 を参照してください。
62	要求水準書	11	第3	5	(12)		造成計画に係る基本要件	「開発許可に伴う緑地の確保については～」とありますが、対象となる面積は、農振手続を行っている6.8ha全体ではなく、事業予定地となる4haの部分のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、事業用地以外の農振手続は行っておりません。
63	要求水準	11	第3	5	(13)		業務範囲	変更手続きも含め町が行うという認識で、変更書面関係の作成等の補助業務のみと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
64	要求水準書	11	第3	5	(13)		造成計画に係る基本方針	造成計画にあたり、農振除外、農地転用許可、開発許可の遅延は施設整備計画に大きな影響を与えます。そこで、貴町の手続きスケジュールをお示し下さい。また、遅延が発生した場合、スケジュール変更及び追加コストの発生につきましては、貴町のご負担として下さい。	事業契約書(案)4頁第9条2の通りです。
65	要求水準書	11	第3	5			造成計画	造成計画は貴町にて基本・実施設計を民間企業へ発注されておりますが、その企業との連携やコンソーシアムの組成は、公平性の観点から不可であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	要求水準書	11	第3	5			造成計画に係る基本要件	「…施設計画及び配置等については、別紙4に囚われない提案を求めることとする」とありますが、造成実施設計に記載のある外構計画(駐車場や駐車場出入口の位置、造成レベルまでのスロープ形状、調整池等)について変更することは可能でしょうか。	外周側溝計画、雨水放流先、雨水貯留量、計画地盤高(最低高)以外は変更可能となります。
67	要求水準書	12	第3	6	(3)		スクールバス	⑨スクールバスの台数の想定をご教示願います。	No25 を参照してください。
68	要求水準書	12	第3	6	(3)	⑬	配置計画	生徒が通常活動する場所とありますが、その定義をお示し下さい。	授業、休み時間、給食時間に主に活動を行う場所を想定しています。
69	要求水準書	12	第3	6	(3)	⑬	配置計画	高圧線付近は生徒が通常活動する場所にならないよう記載がある一方で、別紙4 土地利用計画平面図では、高圧線の下方部にテニスが配置されています。高圧線下方部において、どの程度の活動であれば許容されるでしょうか。	別紙6 各室諸元表に記載の最低面積と要求水準に基づき必要面積を判断してください。
70	要求水準書	12	第3	6	(4)	①	平面・動線計画	各室の配置及び面積については、「別紙6 各室諸元表」を基準としつつありますが、別紙6に記載の1室あたりの最低面積の記載があります。基準としつつは、最低面積を基本に面積の上下を規定していただけるものとして宜しいでしょうか。	No69 を参照してください。
71	要求水準書	13	第3	6	(7)	③	防災安全計画	災害時の避難場所になると記載がありますが、災害時の受け入れ人数はどのくらいを想定しておりますでしょうか。	No31 を参照してください。
72	要求水準書	14	第4	6	(7)		防災安全対策	①強化ガラスの記載がありますが、飛散防止フィルムなしとして宜しいでしょうか。	ガラスの破損に伴う落下防止のため高い場所(3m以上)のガラスには飛散防止フィルムを貼ってください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
73	要求水準書	14	第3	6	(9)	①	環境計画	エコスクール・プラスの認定を取得する予定でしょうか。また、補助金に取得する予定でしょうか。	取得予定はありません。
74	要求水準書	14	第3	6	(9)	①	環境計画	エコスクールを実現した際、教育面での方針などございますでしょうか。	現段階で、方針は定まっていません。
75	要求水準書	15	第3	7	(1)	②	耐震性能	校舎と屋内運動場以外の施設の構造設計には構造体Ⅱ類が適用されないと考えてよいでしょうか。	すべての施設を構造体Ⅱ類として計画してください。
76	要求水準書	16	第3	8	(1)	①	基本方針	維持管理費の抑制とありますが、ランニングコストを算出する際の、給排水・ガス(LPガス)・電気の料金単価をご教示頂けますでしょうか。	給排水と電気の料金は別紙5 電気水道使用実績を参考にしてください。また、ガスの料金は応募者にて設定してください。
77	事業契約書(案)	16	第3	8	(1)	1	基本方針	維持管理費の抑制とありますが、水光熱費のランニングコストを算出する際の、給排水・ガス(LPガス)・電気の料金単価を教えて頂けますでしょうか。	「別紙5 電気・水道使用実績」を参考に ご検討ください。
78	要求水準書	18	第3	8	(9)	①	業務範囲	配線まで業務内となっておりますが、回線業者の選定も本事業内でしょうか。また当該回線事業者、プロバイダへの使用料は本事業外で宜しいでしょうか。	回線業者の選定は事業範囲外となります。回線使用料、プロバイダ料については事業範囲外となります。
79	要求水準	18	第3	8	(9)	④	対象範囲	ネットワーク環境が必要なエリアは学校施設内全てになりますでしょうか。また全部ではない場合、必要エリアを提示下さい	要求水準書に記載のとおり、原則、校庭及び給食棟を除いた、体育館を含む各室全てが対象となります。
80	要求水準書	18	第3	8	(9)	⑦	構内情報通信設備	「各室ごと利用が想定される最大人数が同時に接続可能な環境を整備する」とありますが、各室の最大人数は30人という理解でよろしいでしょうか。	教室に関しては30人程度ですが、体育館など、大人数の収容が見込まれる諸室については、可能な限り大人数の接続が可能な環境とする考えであります。体育館・多目的ホールは最大1学年(約180人)、教室は約30人、職員室は約50人の利用を想定してください。
81	要求水準書	18	第3	8	(9)		構内情報通信設備	情報通信設備(LAN,Wi-Fi)は空配管までと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、配管及び配線をご計画ください。
82	要求水準	18	第3	8	(9)	⑨	構内情報通信設備	ICT環境について、町との協議により計画とありますが、具体的な計画あればご教示ください。	具体的な計画は未定です。
83	要求水準	18	第3	8	(11)		テレビ共同受信設備	対象となる居室はどこでしょうか。	別紙6を参照してください。一部修正を行っているため、改めてご確認ください。
84	要求水準書	19	第3	8	(12)	②	機械警備	映像保存期間の指定の有無、またその場合の費用の負担は本事業内でしょうか。	保存期間は最低2週間とし、費用の負担も本事業内となります。
85	要求水準	19	第3	8	(13)	①	中央監視設備	中央監視盤については、各弱電設備集中監視盤と考えてよろしいでしょうか。 ・自動火災報知(受信機) ・放送設備(非常放送用アンプ) ・インターホン設備 ・機械警備設備 ・緊急呼出ボタン設備(多目的トイレ) ・ITV設備 ・情報通信設備 ・照明制御	記載の内容に加えて、空調施設も監視できるようにご計画ください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目				
86	要求水準書	19	第3	8	(15)	①	昇降機設備	「(省略)校舎にエレベーターを1基の設置を検討すること。その際には、給食の配膳用途での兼用を含めて」とありますが、2、3階への給食配膳方法をご教示ください。 (例;生徒が給食カートエレベーターに乗せ、各階へ搬送する。) また、給食カート等を利用する場合、その大きさ、台数をご教示ください。	提案に委ねます。	
87	要求水準書	20	第3	8	(17)	③	設備設計	プールの仕様について、要求水準の記載はありませんが、浄化装置として循環ろ過設備は必要でしょうか。	学校環境衛生基準を満たすような必要な設備を設置してください。	
88	要求水準書	20	第3	8	(17)	③	排水設備	給食棟は特定施設に該当し、排水の除害設備は必要になりますでしょうか。	必要となります。	
89	要求水準書	20	第3	8	(17)	③	排水設備	プールの排水は雑排水扱いでしょうか。	ご理解の通りです。	
90	要求水準書	20	第3	8	(17)	⑧	空調設備	避難所として使用する対象室の空調等を考慮する必要はあるでしょうか。	避難所用に、空調を考慮いただく必要はありません。	
91	要求水準書	21	第3	9	(1)~(2)		外構計画に係る基本要件	記念碑や記念樹木等の移転が必要であった場合でも、本業務に含まないと考えてよろしいでしょうか。	記念碑・記念樹は記録保存後に撤去を想定していますが、移設が必要となった場合は別途費用を見込む予定です。	
92	要求水準書	21	第3	9	(1)	④	外構	スクールバスは町営と考えて宜しいでしょうか。バス用車庫若しくは駐車スペースを別途敷地内に確保する必要はございますか。お教えください。	No25,27 を参照してください。	
93	要求水準書	21	第3	9	(1)	④	外構	スクールバスの仕様をお教え願います。(長さ、高さ、車両サイズ詳細等)	No28 を参照してください。	
94	要求水準書	21	第3	10			什器備品の調査・計画業務	事業者が提出する什器備品の計画書について、貴町と調整後、選定された事業者へ本事業とは別途に発注されるという理解でよろしいでしょうか。	備品の調達等に関する事業者は、別途で選定を行うことを予定しています。	
95	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	業務内容	南郷中学校は建屋を解体・撤去しないことになっています。什器備品の調査の実施範囲には南郷中学校も含まれているようですが、南郷中学校の建物を再利用する計画をした場合に現状の什器備品は新規購入するスタンスになるのでしょうか。廃棄せずに再利用する判断を下しても差し支えないでしょうか。	南郷中学校の建物の利活用に伴い、必要な備品等が発生する場合は別途調達等を行うことを想定しています。	
96	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	業務内容	南郷中学校は建屋を解体・撤去しないことになっておりますが、什器備品の調査実施範囲には南郷中学校も含まれています。南郷中学校の建物を再利用する計画をした場合に現状の什器備品は新規購入と考えるよろしいでしょうか。また、調査の結果、再利用と判断しても差し支えないでしょうか。	No95 を参照してください。	
97	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	(ア) 現状調査の実施	「既存備品の継続使用可否判定書の作成」とありますが、貴町と協議のうえ作成と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。	

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
98	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	(イ)	現状調査の実施	「確認は寸法・仕様について行い、写真撮影も行うこと。」とありますが、対象備品は既存各校の個々すべての備品ということでしょうか。もしくは明らかに劣化が著しい備品は除き、移設の検討対象となりうる備品と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおり、写真撮影は移設の検討対象となりうる備品となります。
99	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	(イ)	現状調査の実施	「実施調査の対象は、レイアウト図に落とし込むもののみとし、」とありますが、レイアウト図は、新中学校のレイアウト図と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	既存校のレイアウト図となります。
100	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	(ウ)	備品リストの作成	「(ア)で作成した基準書に基づき継続使用の可否判定を行い、」とありますが、貴町と協議のうえ、判定を行うという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	備品の継続使用は、事業者で判定を行ったうえで町と協議を行っていただく事を想定しています。
101	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	ウ	既存備品リストの作成	継続使用の可否判定の基準については、業務開始後、美里町様と協議のうえ決定するということで問題ないでしょうか？それとも想定されている基準がございますでしょうか？	No100 を参照してください。
102	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	(ウ)	備品リストの作成	「実施調査対象外の備品については本町から管理台帳を提供し、」とありますが、貴町から提供いただける管理台帳は、エクセルやワードのようなデータ形式で提供いただけるのでしょうか。ご教示ください。	データ形式で提供を行います。
103	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	(ウ)	備品リストの作成	「備品の所在地が確認できるようにすること。」とありますが、寸法・仕様、写真撮影を行う対象備品、レイアウト図に落とし込む対象備品にナンバリングなどを行い、既存各校の名称、室名等を書き入れるという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	提案に委ねます。
104	要求水準書【第2版】	22	第3	5	(2)	②	ウ	既存備品リストの作成	提供頂く管理台帳と実施調査を行ったリストの突合せ作業が発生するかと思います。しかしながら、事業者側では管理台帳掲載備品が実施調査した備品のどれにあたるのかわからないケースが数多く発生すると思われます。こちらの突合せ作業は学校さん側で実施して頂くのがよろしいかと思っておりますがいかがでしょうか？	要求水準書(案)【第2版】ではなく、要求水準書の該当箇所についてご回答いたします。町から提供する管理台帳の備品について、分からない部分については、町で突合せを行います。
105	要求水準書【第2版】	22	第3	5	(2)	②	ウ	既存備品リストの作成	備品の所在地が確認できるようにすることは、実施調査対象備品について、現校舎内のどの部屋に所在するかを明示すればよろしいでしょうか？	要求水準書(案)【第2版】ではなく、要求水準書の該当箇所についてご回答いたします。ご理解の通りです。
106	要求水準書	18	第3	8	(9),(12)			構内情報通信設備、警備設備	上記MDF以降の電話及び、情報通信、機械警備についてPFIに含まれるものとし、別途工事ではないお考えでよろしいでしょうか。別途工事となる場合はどちらの設備とお考えでしょうか。	電話、情報通信、機械警備の各設備は、PFI事業の範囲内です。
107	要求水準書	17	第3	8	(4),(14)			電話設備、構内配電路、通信線路設備	電話設備は引込み～MDFまでの配管を本工事とし、電話配線工事は施主(申し込み者)の依頼によりNTTが工事を行うのが常と考えます。この通りの考えでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
108	要求水準書	21	第3	9	(1)	④		外構	スクールバスは町営と考えて宜しいでしょうか。バス用車庫若しくは駐車スペースを別途敷地内に確保する必要はございますか。お教えください。	No25、No27 を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
109	要求水準書	21	第3	9	(1)	④	外構	スクールバスの仕様をお教えます。(長さ、高さ等)	No28 を参照してください。
110	要求水準書【第2版】	22	第3	10	(2)	②	(ウ) (エ) 既存備品リストの作成 廃棄処分概算費の作成	什器備品について、既存備品を継続使用するか廃棄するか調査すること、廃棄処分概算費を算出することとありますが、現時点で継続使用できるか廃棄になるかの判断ができません。 入札時の解体工事の金額に、什器備品の廃棄処分費は計上するのでしょうか。計上の必要がある場合、金額算出の参考となる規準をご教示下さい。	要求水準書(案)【第2版】ではなく、要求水準書の該当箇所についてご回答いたします。 廃棄処分費の計上は不要です。
111	要求水準書	22	第3	10	(2)	②	(カ) 上記質疑関連 什器備品について、既存備品を転用する場合の引越し費用の算出とありますが、現時点でどの程度転用できるか判断できません。 入札時に引越し費用の計上が必要な場合、金額算出の参考となる規準をご教示下さい。 また、業務区分についても合わせてご指示下さい。	引越し費用は本事業外となるため、事業費としての計上は不要です。	
112	要求水準書	22	第3	10	(2)	③	(イ) 業務範囲	別紙に示していないものは事業者で選択し、調達及び設置とありますが調達及び設置も本事業内に含まれるということでしょうか。	誤記載となるため、修正いたします。
113	要求水準書	22	第3	10	(2)	③	イ 業務内容	「別紙に示していないものは、PFI事業者において適切なものを選択し、調達及び設置を行う。」とありますが、「別紙6 各室諸元表」、「別紙8 什器備品等の目標性能」に示されてなく、事業者が提案をする什器備品は事業者の負担で調達・設置を実施するという理解でよろしいでしょうか。	No112 を参照してください。
114	要求水準	22	第3	10	(2)	③	(イ) 新規調達	別紙に示していないものは、PFI事業者において調達及び設置とありますが具体的などのようなものを想定しておりますでしょうか。	No112 を参照してください。
115	要求水準書	22	第3	10	(2)	③	(イ) 新規調達	別紙に示していないものは、PFI事業者において適切なものを選択し、調達及び設置を行うとありますが、どのようなものを想定されておりますでしょうか。	No112 を参照してください。
116	要求水準書	22	第3	10	(2)	③	(イ) 新規調達	別紙に記載ないものは、PFI事業者において適切なものを選択し、調達及び設置を行うとありますが、どのようなものを想定されておりますでしょうか。	No112 を参照してください。
117	要求水準書	22	第3	10	(2)	③	(イ) 新規調達備品仕様書の作成、及び、新規調達に伴う経費の算出	什器備品については、PFI事業者の業務範囲はあくまでも調査・計画であることから、別紙8に示していない備品についても、調達及び設置はPFI事業者の業務範囲外として頂きますでしょうか。	ご理解の通りです。
118	要求水準書	22	第3	10	(2)	③	(イ)	「別紙6 各室諸元表」及び「別紙8 什器備品等の目標性能」に記載のものは、全て新規と考えて宜しいでしょうか。 質疑8及び9の継続使用及び転用品と重複する場合、入札時の金額計上はどのように考えれば宜しいでしょうか。	継続使用可能と判断された既存の備品は、継続使用を行います。そのため、什器備品は新規調達の物と継続使用のものが混在することが想定されます。また、什器備品の調達は本事業外となります。
119	要求水準書	23	第3	10	(5)	②	業務範囲	造作による什器備品を設置しても良いとありますが、造作備品は本事業内に含まれるということでしょうか。	ご理解の通りです。
120	要求水準	24	第4	1	(1)		業務の範囲	「PFI事業者は、設計業務で作成した実施設計図書に基づき、計画地の造成を行うとともに、」とありますが、造成工事の範囲は「別紙4-3 造成実施設計図書(図面一式)」の「土地利用計画図」のうち、赤枠の「開発区域」内のみと考えてよろしいでしょうか。開発区域と町道小牛田南郷線及び町道小桜上線との緩衝帯部分は事業対象外と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	町道の施工を含め、事業対象内となります。
121	要求水準	24	第4	2	(3)		業務範囲	監督は町が行うと記載がありますが公共工事と同じ監理業務は町が行うものと認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
122	要求水準書	24	第4	2	(3)		造成工事業務	「なお、造成に関する監督業務は町が行う」とありますが、造成工事に関して貴町が工事監理業務を行うとの理解でよろしいでしょうか。	No121 を参照してください。
123	要求水準書	25	第4	2	(3)		造成工事業務	造成工事業務の監理業務はSPCの業務外と考えてよろしいでしょうか。	No121 を参照してください。
124	要求水準書	25	第4	3			工事監理業務	2(3)に造成に関する監督業務は町が行うとありますが、造成に関する工事監理業務についても、貴町が実施するという理解でよろしいでしょうか。	No121 を参照してください。
125	要求水準書	27	第4	5			施設引渡し業務	「PFI事業者は・・・引渡し予定日までに本施設の所有権を町に移転する手続きを行い、本施設を町に引き渡すこと。」とありますが、表題登記、保存登記とも貴町が実施し(土地家屋調査士、司法書士への委託を含む)、事業者は必要な図面を提供するだけという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
126	要求水準書	27	第4	6			保険	火災保険について、町で加入している一般財団法人全国自治協会建物災害共済基金によって対応可能であるため、事業者側で加入する必要はないという事でしょうか。	ご理解の通りです。
127	要求水準書	28	第5	1	(1)		業務の範囲	「建築物の解体時における残置物の取扱いについて(通知)[環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長 平成26年2月3日]より、解体・撤去工事着手時には、残置物は一切ないと理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
128	要求水準書	28,29						小牛田中、不動堂中について、閲覧図面では、残置物の撤去は別途協議と考えて宜しいでしょうか。	No127 を参照してください。
129	要求水準書	28	第5	1	(1)	①	解体・撤去工事	解体・撤去工後は、現状地盤まで客土で埋戻しを行わずに、整地のみを行った状態で引き渡しをすると考えてよろしいでしょうか。	現状地盤まで埋戻して整地を行ってください。
130	要求水準書 閲覧資料1	28	第5	1	(1)	①	業務の範囲 小牛田中学校	閲覧資料より、小牛田中学校の校舎に杭があることは解りますが、図面が不明瞭で本数が判断できません。 符号毎(F1,F2,F3,F4,F4',F5)の数量をご教示下さい。	関連する資料につきまして、参加表明書提出の代表企業に別途提供いたします。
131	要求水準書 閲覧資料1	28	第5	1	(1)	①	業務の範囲 不動堂中学校	閲覧資料より、不動堂中学校の屋内運動場はラップルコンクリート、給食棟は直接基礎と解りますが、校舎を含め、その他の建物の特殊基礎の有無が不明です。 校舎その他の建物で特殊基礎がありましたら、建物毎に種類・サイズ・長さ・本数をご指示下さい。	関連する資料につきまして、参加表明書提出の代表企業に別途提供いたします。
132	要求水準書 閲覧資料1	28	第5	1	(1)	①	業務の範囲 小牛田中学校	上記質疑関連 小牛田中学校において、杭がある建物は校舎のみと考えて宜しいでしょうか。 校舎以外で杭がある建物がありましたら、建物毎に杭の種類・径・長さ・本数をご指示下さい。	No130 を参照してください。
133	要求水準書 閲覧資料1	28	第5	1	(1)	①	業務の範囲 不動堂中学校	閲覧資料のうち、不動堂中学校の配置図で敷地北側に「焼却炉」の記載がありますが、詳細図がありません。 資料がありましたらご指示下さい。	焼却炉の詳細図はありませんが、写真と寸法を記載した資料につきまして、参加表明書提出の代表企業に別途提供いたします。
134	要求水準書	28	第5	1	(1)	④	業務範囲	「解体対象施設の詳細については、図面閲覧等で確認すること。」とあり、閲覧資料より給食棟がありますが、解体・撤去工事着手前までに、グリーストラップの清掃は完了しているものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	完了させる予定です。
135	要求水準書	28	第5	1	(1)	④	業務範囲	「解体対象施設の詳細については、図面閲覧等で確認すること。」とあり、閲覧資料より不動堂中学校の基礎構造の記載がありません。杭、ラップルコンクリートなどは無いもの理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	No131 を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
136	要求水準書	28.29						小牛田中について、閲覧図面では、校舎RC1F(渡廊下中)、体育館、プールの基礎詳細が不明です。基礎杭、ラップルコンクリートの詳細がわかればご指示願います。	No130 を参照してください。
137	要求水準書	28.29						不動堂中について、閲覧図面では、校舎棟、プールの基礎詳細が不明です。基礎杭、ラップルコンクリートの詳細がわかればご指示願います。	No131 を参照してください。
138	要求水準書	28	第5	1	(1)	④	業務範囲	「解体対象施設の詳細については、図面閲覧等で確認すること。」とあり、不動堂中学校には焼却炉があると判断します。焼却炉も解体対象施設でしょうか。また、対象の場合、ダイオキシン類ばく露防止対策による施工と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	焼却炉は解体・撤去工事の対象となるため、ご理解の通りです。
139	要求水準書	28	第5	1	(1)		解体撤去	水道、下水道の止水は、どこまでを想定しておりますか。敷地内埋設物の取扱いについてもご教示ください。	設備撤去後、水道は止水栓止め、下水道は公共溝での止水止めとしてください。
140	要求水準書	28.29						小牛田中、不動堂中について、閲覧図面では、給排水の止水は敷地内でプラグ止めと考えて宜しいでしょうか。	No.139 を参照してください。
141	要求水準書	28	第5	1	(1)		業務の範囲	解体・撤去業務の監理業務はSPCの業務外と考えてよろしいでしょうか。	No121 を参照してください。
142	要求水準書	28	第5				解体・撤去工事に関する工事監理について	第4：建設工事業務には「工事監理業務」がございますが、第5：解体・撤去業務には工事監理業務の記載がございません。解体・撤去業務期間中の工事監理は不要との理解でよろしいでしょうか。	No121 を参照してください。
143	要求水準	28	第5	1	(2)		解体スケジュール	解体・撤去工事のスケジュールは事業者提案となっておりますが、期限はございますでしょうか。想定しているスケジュールがありましたらご教示ください。	事業契約書(案)第1条7号の通り、撤去工事の期限は令和8年3月31日までとなります。
144	要求水準書	28	第5	1	(2)		業務期間	「既存中学校の解体・撤去工事は新中学校への移転完了後に着手するものとし、」とありますが、令和7年4月中には着手できるものと理解してよろしいでしょうか。あるいは、移転作業、一般廃棄物処分等の作業を想定し、令和7年4月中に着手が困難な場合は、想定される着手時期をご教示ください。	ご理解の通り、令和7年4月中に着手いただける想定です。
145	要求水準書	28	第5	2	(2)	⑥	その他	石綿調査報告書は平成15年のものですが、平成17年に改訂があり、重量当たり1%から0.1%へと基準が変わっております。小牛田中学校・不動堂中学校共に外壁が吹付タイルまたはリシン吹付となっておりますが、こちらの調査報告がありません。再度一から調査の必要がありますが、入札時の解体工事の金額は、アスベスト含有の調査費用までと考えて宜しいでしょうか。(既知となっていないものが確認された場合のリスク負担は町にて負担の記載有り)	必要と判断される調査については、解体・撤去工事業務の一部としてご計画ください。
146	要求水準書	28	第5	2	(2)	⑥	解体・撤去に係る基本要件	町で行われたアスベスト調査以外の範囲についてアスベストの含有はないものと考えてよろしいでしょうか。また、受託後にアスベスト含有が疑わしい部分があった場合は別途、協議と考えてよろしいでしょうか。	町で実施した調査の他、必要と判断される調査は解体・撤去工事業務の一部としてご計画ください。また、町で実施した調査で既知になっていなかったものの扱いは28頁の通りです。
147	要求水準書	28.29						小牛田中、不動堂中について、閲覧図面では、キュービクルの変圧器やコンデンサ等にPCBは無いものと考えて宜しいでしょうか。	必要と判断される調査は解体・撤去工事業務の一部としてご計画ください。また、既知になっていなかったものの扱いは28頁の通りです。
148	要求水準書	28.29						小牛田中、不動堂中について、閲覧図面では、煙突がありますが、ダイオキシンは無いものと考えて宜しいでしょうか。	No146 を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
149	要求水準書	28.29						小牛田中について、いただいた資料「公共施設石綿調査H15・2」、石綿の報告書に、ボイラー室天井、廊下梁に石綿が検出されておりますが、石綿の範囲が不明の為に指示願います。	No146 を参照してください。
150	要求水準書	28.29						建物撤去(小牛田中・不動堂中)において、いただいた資料「公共施設石綿調査H15・2」以外の外部及び内部の吹付材他のアスベストの有無は実際に現地を調査しないと不明です。調査及び撤去とも別途工事として宜しいでしょうか。	No146 を参照してください。
151	要求水準書	28	第5	2	(2)	⑥	その他	PCB含有建材(シーリング、照明器具及びコンテナ)は、現時点で判断できません。入札時の解体工事の金額は、PCB含有の調査費用までと考えて宜しいでしょうか。(既知となっていないものが確認された場合のリスク負担は町にて負担の記載有り)	No147 を参照してください。
152	要求水準書	29	第5	2	(2)	⑧	その他	屋外にある石碑等の記念品について、工事に支障がある場合には、町と協議し、移設又は記録保存後撤去するのとありますが、移設及び記録保存にかかる費用は本事業外と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。本事業対象の場合、事前に選別、費用算出の必要があると考えます。	No91 を参照してください。
153	要求水準書	32	第6	2	(1)	①	維持管理	「建築保全業務共通仕様書平成30年版」に準拠とありますが、内容を精査した上で、頻度や点検項目は提案業務と考えてよろしいでしょうか。	原則的に「建築保全業務共通仕様書平成30年版」と要求水準に準拠としますが、応募者の責任において効率性を考慮して提案してください。
154	要求水準書	32	第6	2	(2)	①	業務担当者の要件	法令等により資格を必要とする業務とありますが、警備業務が該当し、他の業務は資格が必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	警備業務以外でも建設設備の点検業務など関係法令で資格者が規定されている場合は法令に遵守して業務を行ってください。
155	要求水準書	32	第6	2	(3)	③	町への報告	PFI事業者の修繕に関する責任範囲とは？(金額・内容・機器種類 等)	事業契約書(案)15頁第41条のとおり、要求水準書等に示す機能を維持するために行う修繕はPFI事業者の責任範囲となります。
156	要求水準書	32	第6	1	(1)	⑥	維持管理業務範囲	給食棟の空調衛生設備、厨房機器の点検業務は本事業の業務範囲となりますか。	空調衛生設備等の建築設備は事業対象となります。厨房機器については点検含めて本事業の業務外となります。
157	要求水準書	32	第6	1	(1)	⑥	業務の範囲	ただし、給食棟に関する以下の業務については…とございますが、④清掃・環境衛生管理業務以外はPFI事業者が行う維持管理業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本文の修正を行っておりますが、給食棟内の厨房設備の維持管理業務も、維持管理業務の対象外となります。
158	要求水準書	32	第6	2	(2)	①	業務担当者の要件	業務担当者は兼務が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
159	要求水準書	32～38					用務員	維持管理を行う職員(用務員)は学校に常駐するのでしょうか。常駐する場合は、どのような勤務・業務を行うのでしょうか。	用務員が常駐する予定です。業務内容については、文書送達と施設管理等となります。
160	要求水準書	33	第6	1	(4)		負担区分	PFI事業者が負担する、その他必要な資機材及び消耗部品等とは、何を想定していただけますでしょうか。例えばトイレトーパー、石鹼、融雪剤、消毒液、プール塩素、蛍光灯などの消耗品もPFI事業者の費用負担に含まれるのでしょうか。	維持管理業務の実施に必要な物を想定しております。ご記載いただいた様な、学校運営等において必要となる消耗品や、備品の維持管理は本業務には含みません。
161	要求水準書	33	第6	2	(3)	③	維持管理	『責任範囲が明確でない』とは、経年劣化などの想定でしょうか。また、必要な点検、保守を行ったにも関わらず、修繕又は更新が必要になった際の費用負担の考え方をご教示下さい。	原因が特定できない等、帰責が判断できない場合を想定します。修繕の費用負担については、事業契約書(案)15頁第41条のとおりです。
162	要求水準書	33	第6	2	(4)		維持管理	『必要な資機材及び消耗部品等』とは、機器の部品等ではなく、維持管理業務を行う為に必要な資機材、消耗品ということでしょうか。	ご理解の通りです。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
163	要求水準書	33	第6	2	(4)		負担区分	維持管理に関する消耗部品等は、事業者負担となっておりますが、日常消耗品(トイレペーパー・水石鹸・アルコール消毒・管球)及び廃棄物処理費については町負担と考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	
164	要求水準書	34	第6	3	(5)	③	維持管理	性能及び機能を満たしていれば、表面上の劣化等は経年劣化という判断でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
165	要求水準書	35	第6	5	(1)		業務の内容	什器備品(給食棟の厨房機器を含む)の更新についての記載がございませんが、別途であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
166	要求水準書	35	第6	5	(2)	①、②	(イ)	維持管理	『点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な対応を図ること』とありますが、保守、更新、修繕を行った際の費用の負担の考え方をご教示ください。	維持管理に伴う費用負担については、事業契約書(案)15頁第40条及び第41条のとおりです。
167	要求水準書	36	第6	7			廃棄物処理	毎日の一般ゴミや定期的な産廃ゴミの処理費用は、PFI事業者の負担に含まれるのでしょうか。	PFI事業には含みません。	
168	要求水準書	36	第6	7	(1)		業務の内容	延べ面積が、8,000平方メートル以下の建物を計画する場合は、特定建築物に属さないで「建築物環境衛生管理技術者」の選任しないとの認識で間違いはないでしょうか。	関係法令に準じて計画してください。	
169	要求水準書	36	第6	7	(1)		業務の内容	「PFI事業者は、日常清掃では対応しきれない本施設の清掃を定期的に実施し～」とありますが、屋内運動場及び武道場も業務範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。	屋内運動場及び武道場も含まれます。業務対象を修正しましたので、ご確認ください。	
170	要求水準書	36	第6	7	(1)		維持管理 業務範囲	屋内運動場及び武道館は業務対象に記載されていません。業務対象外ということでしょうか。	No169を参照してください。	
171	要求水準書	36	第6	7	(1)		業務の内容	定期清掃の業務班内に各室の清掃がありますが、生徒が利用している平日の実施は困難であると思われるため、休日に実施可能(休日に学校を開放していただける)という理解でよろしいでしょうか。また、長期休暇のスケジュールは提示いただけるとの事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。PFI事業者には、長期休暇のスケジュール等を提示します。	
172	要求水準書	36	第6	7	(1)		業務の内容	施設運営側で対応しきれない部分の清掃とありますが、日常的に清掃補助を行うのか、定期清掃業務の一環としての対応のどちらを想定されているのか。	定期清掃業務の一環としての対応を想定しています。	
173	要求水準書	36	第6	7	(1)		業務の内容	プール清掃の期間は使用期間中(夏季)のみの実施か。	ご理解の通りです。	
174	要求水準書	37	第6	7	(2)	③	(エ)	維持管理	不定期な整理整頓、清掃、及び衛生管理とはどのようなことを想定されておりますか。	提案に委ねます。
175	要求水準	37	第6	8	(1)		業務範囲	警備保安業務の範囲について周辺敷地と記載がありますが、事業敷地内で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
176	要求水準書	39	第7				提案業務	「1. 地域活性化の検討に関する業務」と「2. 自主運営事業」の業務実施者が同一であることは可能でしょうか。	同一の実施者でも構いません。	
177	要求水準書	39	第7	1	(2)	①	要求水準	提案業務のうち、既存中学校の跡地活用方針の検討とありますが、具体的な施設等の提示は不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	提案において、具体的な施設等に関する検討は不要です。	

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
178	要求水準書	39	第7	1	(2)	①	既存中学校の跡地活用方針の検討	6/21の説明会では、町で立案した方針に基づいて支援する旨の説明がありましたが、方針の方向性などありましたらご教示願います。	現段階で、方針は定まっていません。
179	要求水準	39	第7	1	(2)	③	地域活性化検討業務	地域活性化の検討状況に応じて、～本事業とは別途業務を委託することがある。とありますが、跡地活用の提案を随意契約することもあるということでしょうか。	現段階では未定です。
180	要求水準書	39	第7	2	(1)		自主運営業務	新中学校での自主運営事業について、事業を実施できる曜日や時間帯はいつなのか。	協議事項となりますが、学校運営に影響のない場所・時間帯を基本としてご検討ください。
181	要求水準書	39	第7	2	(1)		自主運営業務	新中学校での自主運営事業について、事業を実施できる曜日や時間帯をご指示頂けないでしょうか。	No180 を参照してください。
182	要求水準書	39	第7	2	(1)		自主運営業務	新中学校での自主運営業務において、事業を実施出来る施設の規制や曜日、時間帯等の条件はありますか。	No180 を参照してください。
183	要求水準書	39	第7	2	(1)		自主運営業務	自主運営事業は学校施設を活用した内容を想定されているかと存じますが、事業を実施できる曜日や時間帯についてご教示いただけますでしょうか(学校が休みの時のみでしょうか)。	No180 を参照してください。
184	要求水準書	39	第7	2	(2)		自主運営業務	社会情勢の変化により、提案書の内容で事業継続が難しくなった際には、業務内容の見直し・再提案は可能か。またその際にペナルティは無しの認識で良いか。	自主運営業務の内容について見直し・再提案は可能です。またその際にペナルティ等はありません。
185	要求水準書	39	第7	2	(2)		自主運営業務	提案書を提出した時の内容にて承認が得られず実施できなかった場合、ペナルティはないとの理解で問題ないか。	No184 を参照してください。
186	要求水準書	39	第7	2	(2)		自主運営業務	提案提出時に提案した内容と社会情勢が合致しなくなり提案事項が遂行出来ない場合は提案内容の変更は可能でしょうか。	No184 を参照してください。
187	要求水準書	39	第7	2	(2)		自主運営業務	提案提出時に提案した内容が情勢の変化により貴町の承認得られず実施出来ない場合の処置はどのようにお考えでしょうか。	No184 を参照してください。
188	要求水準書	39	第7	2	(2)		自主運営業務	提案書提出時に提案した自主運営業務内容を、業務期間の途中で変更・一部中止・終了することは可能でしょうか。またその際には違約金等は発生しない理解で宜しいでしょうか。	No184 を参照してください。
189	要求水準書	39	第7	2	(2)		自主運営業務	提案書提出時に提案した自主運営業務内容が貴町の承認を得られず実施できなかった場合、違約金等は発生しない理解で宜しいでしょうか。	No184 を参照してください。
190	要求水準書	39	第7	2	(2)		自主運営業務	提案書提出時に提案した内容と社会情勢が合致しなくなり事業性が見込まれなくなった場合については業務内容を変更して提案させていただいてもよろしいでしょうか。またその際にはペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか。	No184 を参照してください。
191	要求水準書	39	第7	2	(2)		自主運営業務	提案書提出時に提案した内容が貴町の承認を得られず実施できなかった場合、ペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか。	No184 を参照してください。
192	要求水準書	39	第7	2	(2)		自主運営業務	提案書記載の提案内容が社会情勢の変化により合致しなくなり事業性が見込まれなくなった場合については業務内容を変更して改めて提案させていただいてもよろしいでしょうか。また、その際は、ペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか。	No184 を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 本文)

No.	文書名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目				
193	要求水準書	39	第7	2	(2)			自主運営業務	提案書記載の提案内容が貴町の承認を得られず実施出来なかった場合、ペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか。	No184 を参照してください。
194	要求水準	40	第7	2	(2)			自主運営業務	自主運営事業について、利用者から利用料等を徴収しない業務においては、基本的には施設使用料は免除ということよろしいでしょうか。	美里町公立学校施設等使用条例を参照ください。
195	要求水準書	40	第7	2	(2)	④		自主運営事業	自主運営事業に起因するリスクについて、不可抗力(自然災害 コロナ禍のような疫病)により発生した場合は、施設使用料の減免をお願いします。	No194 を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 別紙)

No.	文書名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目				
1	【別紙1】計画位置図							敷地面積	図上計測39,809.73㎡、登記面積38,515㎡と併記されていますが、今回事業は既に敷地実測済で実測による敷地面積が39,809.73㎡であるという認識で宜しいでしょうか。また、工事を進めるについては敷地境界ポイント等は確定して現存すると考えて宜しいでしょうか。また、登記面積との違いは町側で修正をすることで宜しいでしょうか。	敷地面積は39,424.77㎡となります。(要求水準書別紙4-3土地利用計画図参照)また、敷地境界については確定しております。また、登記面積とは、敷地面積のうち農地面積を表しております。
2	要求水準書別紙2							実測平面図	敷地境界線のわかるCADデータがありましたらご提供いただけないでしょうか。	実測平面図及び土地利用計画図については、参加表明を頂いた事業者にご提供します。
3	造成基本設計図書							ガス設備	造成基本設計図書にガスの記載がないので、ガスは都市ガスではなくLPガスという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	【別紙4】造成基本設計図書	5,6	1					給水及び汚水管のインフラ引き込み	敷地内の1号マンホール及び仕切弁までの引き込みは町施工として、PFI事業者側はそれ以降を費用負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	別紙4-1	7	2	4	2			付属施設	町道小牛田南郷線沿いに電柱が6~7本ありますが、計画地内に建っているように思われます。別紙4-1で鉄塔についての記載はありますが、電柱についての記載がありません。存置または移設について、発注者側にて東北電力とは協議しておりますでしょうか。	町道敷内に建柱されており、道路整備の進捗に合わせ、移設を依頼する予定です。
6	別紙4 現況図 平面図	8						電柱	現況や平面図などで、町道小牛田南郷線の計画中学校側に、いくつか電柱が存在しておりますが、工事中は移設するものとして考えてよろしいでしょうか？またその費用は事業費として事業者側費用に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	No.5を参照してください。
7	造成基本設計図書	15						給水設備	敷地内には既に75Aで給水管が引き込まれていると考えて宜しいでしょうか。また、水圧はどの程度でしょうか。	新たに埋設することになります。また、水圧は2.5~3.0KMPを想定しています。
8	別紙4 調整池							調整池に関する維持管理項目について	調整池に関する維持管理項目がございましたら、ご教示ください。	宮城県防災調整池設置指導要綱に則ってください。
9	要求水準別紙4-2 別紙4-4	6,25						電力架線の位置(高さ)	別紙4-2「設計報告書概要版」p.6と、別紙4-4「軟弱地盤解析編概要版」p.25で、電力架線の位置(高さ)と離隔距離が異なりますが、どちらが正しいでしょうか？	別紙4-2「設計報告書概要版」6頁が正となります。
10	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	33	6	6-1				工程表	校舎側とグラウンド側の盛土を次年度に施工することとなっております。しかし、その境には、側方流動等の対策がありません。当該事象等により、工事費増加、工期遅延の際には、設計変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	施行中の工区境の盛土勾配は完成法面と考えていないため、変更協議対象外と考えております。
11	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版 美里町新中学校整備造成実施設計図面	41~45 全ページ	7					数量総括表 図面	今回の見積もりでは、土木では実施設計報告 数量総括表に基づき見積もればよいでしょうか。また数量等に変更が生じた場合、協議対象と考えてよろしいでしょうか。	提案による数量で積算願います。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 別紙)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
12	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 概要版 美里町新中学校整備造成実施設計図面	41~46 全ページ	7				数量総括表 図面	数量総括表にはない以下の図面においては、見積対象外と考えてよろしいでしょうか。 ①上水道計画平面図、管割付図 ②消防水利計画平面図、防火水槽構造図 ③下水道計画平面図、下水道計画縦断面図 ④交差点平面図 ⑤撤去平面図、撤去構造物詳細図 なお対象の場合の条件、数量をご指示ください。	上水道及び下水道の敷地内への引込は町で施工いたしますが、それ以外は、施工対象となります。
13	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	41から 45	7				数量総括表	【数量総括に計上しない項目について】 「L型擁壁工」について、「転落防止柵」、「裏込砕石・止水コンクリート」の項目がありませんが、協議対象と考えてよろしいでしょうか。	L型擁壁工に含みます。
14	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	41から 45	7				数量総括表	【数量総括に計上しない項目について】 交通誘導警備員、防塵対策としてのダンプトラック用泥落とし装置などの「仮設工」、及び運搬費、技術管理費などの「共通仮設費(積上げ)」など、数量総括表にない項目は協議対象と考えてよろしいでしょうか。	必要とする経費を含め、ご提案ください。
15	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	41から 45	7				数量総括表	【数量総括に計上しない項目について】 除草作業等、計上外の作業については、協議対象と考えてよろしいでしょうか	必要とする経費を含め、ご提案ください。
16	別紙4-2 設計報告書	41 ~ 45						別紙4-2 p41からの数量総括表のものと数量計算書はありますか。	提案による数量で積算願います。
17	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	42	7				数量総括表	購入土 ダンプトラック10t L=2.0 km 122,000m ³ とあります。 Q1. 路体盛土材は全数購入土と考えてよろしいでしょうか。 Q2. 計画した土の想定購入先の詳細(明確な場所)をご指示ください。 Q3. P33工程表にて、盛土が実日数計算にて約1,350m ³ ~1,290m ³ となりますが、購入先の供給能力が十分であると仮定し計画してよろしいでしょうか。なお、調達困難な場合、工程の遅延が予想されます。設計変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。 Q4. 運搬距離とダンプトラックの規格が示されています。購入土は、現地引き取りでしょうか。なお、L=2.0km以内と仮定して見積もればよろしいでしょうか。また、積み込みは、購入先で準備すると考えてよろしいでしょうか。またこれら現地条件が異なる場合は、設計変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	購入土は、現着としておりますので、L=2.0kmは修正いたします。 A1. ご理解の通りです。 A2. 特にございません。提案に委ねます。 A3. 令和7年2月の引渡しであることを考慮し、ご提案ください。 A4. 提案に委ねます。
18	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	42	7				数量総括表	残土運搬 ダンプトラック10t L=2.0 km 14,490 とあります。L=2.0kmの場所について詳細(明確な場所)をご指示ください。またこれら現地条件が異なる場合は、設計変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	特にございません。提案に委ねます。
19	別紙4-2	42					残土運搬、整地	土工 残土 残土運搬、整地について、数量に14,490m ³ と有り(基本設計には14,574.3m ³ と記載有)、摘要には11,827.4m ³ と有ります。どの様な意味を示しているのでしょうか。また、数量はどの数量を採用すれば宜しいでしょうか。	14,485.9m ³ が正となります。誤表記11,827.4m ³ は修正いたします。 実施設計数量により工事費を算出しておりますが、あくまで造成計画は参考であり、提案による数量で積算願います。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 別紙)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
20	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	42	7				数量総括表	『4.作業土工』の計上範囲について、雨水排水工など、全ての工種に関わる作業土工が全てこちらに含まれていると考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
21	別紙4-2	42					路体盛土	土工 盛土 路体盛土について、数量に122,000m ³ と有り(基本設計には121,914.5m ³ と記載有)、摘要には93,676.5m ³ と有ります。どの様な意味を示しているのでしょうか。また、数量はどの数量を採用すれば宜しいでしょうか。	121,993.2m ³ が正となります。誤表記は修正いたします。実施設計数量により工事費を算出しておりますが、あくまで造成計画は参考であり、提案による数量で積算願います。なお、沈下量の増減による盛土量の増減については、協議対象とします。
22	別紙4-2	42					購入土	土工 盛土 購入土について、数量に122,000m ³ と有り(基本設計には162,146.3m ³ と記載有)、摘要には124,589.8m ³ と有ります。どの様な意味を示しているのでしょうか。また、数量はどの数量を採用すれば宜しいでしょうか。	No.21を参照してください。
23	別紙4-2	42					路体盛土	造成工事において、盛土数量は表土からの数量で宜しかったでしょうか。	ご理解の通りです。
24	別紙4-2	42					購入土	購入土において運搬距離が設計のL=2.0km圏内になかった場合協議事項でよろしかったでしょうか。	現着としておりますので、運搬距離L=2.0kmは修正いたします。
25	別紙4-2 設計報告書	42						盛土購入土は運搬距離2kmと明示されていますが、近所(2km以内)に土取場はあるでしょうか。	現着としておりますので、運搬距離L=2.0kmは修正いたします。
26	別紙4-2 設計報告書	42						土工、盛土、購入土の規格あるいは指定はありますか。また仮に山砂でもいいでしょうか。	盛土締め管理基準に合致する材料で考えています。
27	別紙4-2	43					落蓋式側溝蓋	雨水排水工 側溝工(造成部) 落蓋式側溝蓋 コンクリト蓋300、400、500用及び側溝工(造成地外周部) 落蓋式側溝蓋 コンクリト蓋300用について、数量根拠が不明です。可変勾配側溝の蓋数量算出の考えにより数量を算出しているのではないのでしょうか。訂正した数量を明示願います。	数量表示が間違っておりますので修正いたします。
28	別紙4-2	43					落蓋式側溝、可変勾配側溝のグレーチング蓋	雨水排水工 側溝工(造成部) 落蓋式側溝蓋 グレーチング蓋500用及び可変勾配側溝側溝(造成部) 可変勾配側溝蓋 グレーチング蓋500、600用について、数量総括表記載の蓋重量に対し、据付手間の重量区分が異なっている様に思われます。訂正した据付手間重量区分を明示願います。	数量表示が間違っておりますので修正いたします。
29	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	45	7				数量総括表	『中層混合処理 41,385.7m ³ 』について、予定価格算出上用いている固化材の仕様及び添加量をご教示ください。仕様及び添加量が変更になった場合、協議対象と考えてよろしいでしょうか。	添加量を100kg/m ³ で考えております。配合試験により添加量に変更となる場合は、協議対象となります。
30	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	45	7				数量総括表	『歩車道境界ブロック』及び『地先境界ブロック』の仕様をご教示ください。	歩車道ブロックの仕様について、要求水準書別紙4-2実施設計図面No.36のとおりです。地先境界ブロックの仕様について、100×100としております。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 別紙)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
31	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	45	7					数量総括表	9 舗装工、10.付帯工-ブロック工、10.付帯工-区画線工、10.付帯工-車止めは、契約後、詳細設計において数量変更等が生じた場合、協議対象と考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
32	美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版	45	7					数量総括表	11交差点改良工の区画線の場所等、詳細をご教示ください。	要求水準書 別紙4-2 図面番号38に記載しております。
33	別紙4-2	45						中層混合処理	軟弱地盤改良工 中層混合処理について、各箇所ごとに改良を行うものと思われるが、各箇所毎の想定添加量を明示頂けないでしょうか。また、南側①、②において補助工法等も検討している様だが、数量総括表への記載が無い為、改良内訳へ計上しても宜しいでしょうか。	No.29を参照してください。
34	別紙4-2	45						縁切り矢板工	軟弱地盤改良工 縁切り矢板工について、数量総括表に埋殺しと記載が有るが、実施設計報告書P5には切断とある為、中古の鋼矢板にて計上し、撤去部に関してはスクラップと考え計上する事で宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
35	別紙4-2	45						パイプライン 本管止め	付帯工 パイプライン 本管止めについて、現在改良の影響範囲を撤去するという考えで宜しいでしょうか。それとも既設パイプラインを全て撤去した上で廃止管キャップ止めという事ででしょうか。ご教授願います。	改良の影響範囲のみの撤去と考えております。
36	要求水準別紙4-3							造成実施設計図書(図面一式)	土地利用計画図のCADデータをご提供願います。	No2を参照してください。
37	別紙4-3							造成実施設計図書(図面一式)	土地利用計画図のCADデータをご提供願います。	No2を参照してください。
38	別紙4-3 造成実施設計図書							土地利用計画図	正門からの車両出入りは緊急車両やスクールバスと考えてよろしいでしょうか。もしくは、交差点から離れた位置で緊急車両やスクールバスの出入りをする必要がありますでしょうか。	出入口場所は、提案となります。
39	美里町新中学校整備造成実施設計図面	26						調整池	調整池は「防災調節池等技術基準(案)」に準拠した設計となっておりますが、平坦な都市部の開発に特化した「流域貯留施設等技術指針(案)」に準拠した構造に変更することは可能でしょうか。	宮城県との協議にはなりますが、問題ないと考えます。
40	美里町新中学校整備造成実施設計図面	43						パイプライン	計画地の東側農道脇、西側町道脇のパイプラインは存置する計画ですが、同時にパイプライン想定敷設位置に路面排水を設置する計画もあります。パイプラインの現況占用位置を確認のうえ、それを避けた位置への路面排水施設の設定、場合によってはパイプラインの敷設替えが必要となると想定しておりますが宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	美里町新中学校整備造成実施設計業務 軟弱地盤解析編 概要版	4	2	2-1	(1)			段階地盤の圧密沈下	・盛立て 施工速度 5cm/日 にて見積ればよろしいでしょうか	提案に委ねます。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 別紙)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
42	美里町新中学校整備造成実施設計業務 軟弱地盤解析編 概要版	38, 39	5	(2)	2)		観測機器配置	動態観測計画があります。これら機器については『美里町新中学校整備造成実施設計報告書 設計報告書 概要版』の数量総括表にはありません。協議対象と考えてよろしいでしょうか	必要経費に含みます。
43	別紙6 各室諸元表	1						理科室:教師用、生徒用実験台にはガスバーナーを付ける事→ガスソックを設置する理解で宜しいでしょうか。	ガスバーナーは備品となるため、ガスソックの設置を見込みください。別紙6については修正いたします。
44	別紙6 各室諸元表						特記事項	理科室の特記事項欄に、実験台1台あたりに水道、ガスバーナーの設置とありますが、それぞれ実験台1台あたり1箇所ずつ見込むものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	要求水準書【別紙6】各室諸元表	1,4,5					校舎	特別支援教室、多目的教室、教材室、配膳室、倉庫の室数は、「各階一箇所」とありますが、「各学年一箇所」と考えてよろしいでしょうか。	配膳室については、各階に1箇所、それ以外については、各学年1箇所と想定しております。
46	要求水準書別紙6	1					各室諸元表	特別支援教室・多目的教室について、要求水準書では各階に1か所設置とありますが、各室とも1～3年生の各学年に付随する形で計画することよろしいでしょうか。	No45 を参照してください。
47	要求水準書別紙6	1					各室諸元表	特別支援教室については、普通学級に通う生徒が使用するもので、特別支援学級(通級・固定級など)の想定はないものと考えてよろしいでしょうか。	特別支援教室は、障害のある生徒が使用する教室であり、普通学級に在籍する生徒が使用するものではありません。(通級を除く)
48	別紙6 各室諸元表	1～5					各室諸元表	暗幕カーテンの設置が示されている部屋に関して、必要な遮光等級についてご教示願います。	遮光等級は1級以上をお見込みください。
49	別紙6 各室諸元表	1-7						事業者側で用意する備品は、別紙6想定される備品欄に記載されているものと考えてよろしいでしょうか？特記事項に記載があるものについては、設置することを前提とした計画を行うと解釈させていただきます。	ご理解の通りです。
50	要求水準書別紙6 別紙8						造り付け備品と据え置き備品について	別紙6各室諸元表に記載のある「想定される備品」の造り付け備品として記載されている内容で、別紙8に含まれないものは建設工事に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No49 を参照してください。
51	別紙6 各室諸元表	1～8					各室諸元表	1室当たりの最低面積に小数点以下の面積が示されている部屋がありますが、根拠を提示願います。	他事例等を参考に、想定する基準面積として設定しています。
52	別紙6 各室諸元表	1～8					各室諸元表	プロジェクター設備の設置が必要な部屋がありましたらご提示願います。	プロジェクターは備品として扱う事を予定しています。
53	別紙6 各室諸元表	1～8					各室諸元表	建築、電気、機械に記載されている項目(黒板や電子黒板他)は本工事で見込むとのことでしょうか。	黒板は本工事に含みますが、電子黒板は備品扱いとなります。
54	要求水準書【別紙6】各室諸元表	3					校舎	多目的ホールで想定される会議の種類・頻度についてご教示願います。	部活動(卓球部)の使用、一般開放による使用等を想定し、基本的には毎日使用する想定です。
55	別紙6 各室諸元表	3						図書室:蔵書を開架式で配置→書架を計画する上で蔵書数を教えて頂けますでしょうか。	文部科学省の学校図書館図書標準を参照ください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 別紙)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
56	別紙6 各室諸元表	3						図書室の造り付け備品、押入はどのようなものを想定されていますでしょうか。	書架、カウンターが想定されます。
57	要求水準書 別紙6	3					各室諸元表	現時点で開放を想定している諸室は多目的ホールだけでしょうか。今後開放を検討・要望されている諸室がありましたらご教示ください。	屋外運動場、屋内運動場以外で地域開放を予定している諸室は、多目的ホール、武道場となります。別紙6については記載を修正いたします。
58	別紙6 各室諸元表	4					各室諸元表	職員室の検討のため教員数をご教示願います。	現時点では50人程度を見込んでおります。
59	別紙6	4	用務員室				用務員の業務内容	『町で、用務員を1名配置予定』と記載されていますが、用務員はどのような業務内容を想定しておりますか。	業務内容は、文書送達と施設管理等の業務となります。
60	要求水準書 別紙6	4, 5					各室諸元表	給食受入室と配膳室それぞれの使い方についてご教示ください。(配膳・下膳のルートや、生徒や調理員の動線など) また基本計画では配膳室の位置が各階で異なるようですが、各階の配膳室までの縦動線の指定がありましたらご教示ください。(階段・EV・小荷物昇降機等)	提案に委ねます。
61	要求水準書 【別紙6】各室 諸元表	5					校舎	一般用玄関と生徒用玄関を別に設置とありますが、一体整備のうえ仕切る等の対応でよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
62	要求水準書 【別紙6】各室 諸元表	5					屋内運動場	ステージ裏の通路は、ステージ内に幕等を設け、その後ろを通過できる程度と考えてよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
63	要求水準書 【別紙6】各室 諸元表	5,7					給食棟	給食受入室と配膳ホールはどのような機能的区分があるのかご教示願います。また校舎と給食棟を合築した場合、どちらか一方は必要なくなると考えてよろしいでしょうか。	給食受入室は校舎側の配膳室、配膳ホールは給食棟での一次的な配膳室のイメージしていますが、合築の場合はどちらか一方と考えます。
64	要求水準書 【別紙6】	6	屋内運動 場棟	便所			各室諸元表	屋内運動場棟の便所に「和式便器を1基を設置すること」と記載がありますが、他の便所には不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	当該の記載については、以下の通り修正いたします。
65	要求水準書 【別紙6】各室 諸元表	7					給食棟	食材、ご飯、パン、牛乳のそれぞれの搬入車両の大きさはどのくらいでしょうか。	納入業者により車両は異なりますが、一般的には4t車(コンテナ)が多くなっています。
66	別紙6 各室諸元表	7					各室諸元表	給食車両の寄り付きのためのプラットホームは必要でしょうか。	食材搬入専用のプラットホームは必要です。
67	要求水準書 【別紙6】	-					各室諸元表	諸室面積に関し、記載された面積に対し許容される幅の想定はあるでしょうか。ご教示ください。	最低面積の記載については、基準面積に修正いたします。要求水準も踏まえて必要面積を判断してください。
68	別紙6 各室諸元表	1~8					各室諸元表	各室面積の上限、下限はありますでしょうか。また、ある場合に、それぞれ何%程度と考えればよいでしょうか。ご教示願います。	No67 を参照してください。
69	要求水準書 【別紙6】	-					各室諸元表	各室諸元表の建築欄に「電子黒板」とありますが、本事業の整備対象でしょうか。整備対象の場合、目標性能をご教示ください。 (固定式のディスプレイ、可動式、タッチ操作が必要、ソフトウェアなど)	電子黒板の扱いは、可動式のタッチ操作可能なディスプレイ型を想定しております。備品の取り扱いとなります。
70	別紙6 各室諸元表	1~8					各室諸元表	電子黒板はそのようなものをイメージされているかお教えください。	No69 を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 別紙)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
71	別紙6 各室諸元表	1~8					各室諸元表	PC接続が出来る移動式の大型モニターを兼用する考えでもよろしいでしょうか。その場合は、備品と考えてよろしいでしょうか。	No69 を参照してください。
72	別紙6 各室諸元表	1						普通教室・特別教室の電子黒板に付随するプロジェクターの保守点検も含まれますか。含む場合、機器類は一般的に5年ごとのリプレースを想定しているため、保守5年・その後のリプレースは美里町様の負担と考えてよろしいでしょうか？(5年以上部品供給が保証されない可能性が考えられるため)	No69 を参照してください。
73	別紙6 各室諸元表	2						音楽室に黒板・白板・電子黒板設置が必要ではないでしょうか。	黒板またはホワイトボードと電子黒板をご想定ください。別紙6については修正します。
74	別紙6 各室諸元表	2						音楽準備室に黒板・白板・電子黒板設置となっています。必要でしょうか。	準備室への設置は不要です。別紙6を修正いたします。
75	別紙6 各室諸元表						機械	諸元表に記載のある換気扇とは、一般用の換気設備ではなく、換気増強用(局所換気用)に換気設備を設けるという意味合いでよろしいでしょうか。	諸元表に記載の換気扇は換気増強用(局所換気用)としています。一般用の換気設備は適宜計画してください。
76	別紙6 各室諸元表						特記事項	外気温に左右されず換気できる仕組みがあると望ましいとありますが、外気処理空調機ではなく全熱交換機の設置程度という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	別紙6 各室諸元表						家庭科室(調理)	家庭科室(調理)の特記事項欄に、生徒用調理実習台1台あたりに水道、調理器の設置とありますが、それぞれ生徒用調理実習台1台あたり1箇所ずつ見込むものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
78	別紙6 各室諸元表						備品	理科準備室にも実験台を設置するよう記載がありますが、準備室には何台設置の想定でしょうか。	準備室に実験台は不要です。別紙6を修正いたします。
79	別紙6 各室諸元表						換気設備	湯沸かし室及び倉庫には一般換気設備は設けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	別紙6 各室諸元表						空調設備	屋内運動場、武道場の空調設備欄に○がありませんが、不要とし、避難所として用いる際は二次的な対応(ストーブ、扇風機、ポータブルクーラー等)を用いると考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
81	別紙6 各室諸元表						空調設備	諸元表に設計温湿度条件の記載がありませんが、夏期28℃温度成行、冬期22℃温度成行と考えて宜しいでしょうか。	学校環境衛生基準を満たすよう計画してください。
82	要求水準書【別紙6】各室諸元表						機械	表項目にある「空調設備」とありますが、冷暖房の区別をご教示願います。	学校環境衛生基準を満たすよう、必要な空調設備を計画してください。
83	別紙6 各室諸元表							教室の音配慮は具体的に目標の指標はありませんか。	学校環境衛生基準を満たすよう計画してください。
84	別紙6 各室諸元表						各室諸元表	○の表記を本工事としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。○の記載がなくても要求水準を満たすために必要となる項目は計画してください。
85	別紙6 各室諸元表						換気設備	給食棟の厨房給気は生外気供給を考えておりますが、宜しいでしょうか。	学校給食衛生管理基準を満たすよう計画してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 別紙)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
86	別紙6 各室諸元表							空調・換気設備	部室には空調設備及び一般換気設備は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
87	別紙6 各室諸元表							空調設備	校舎棟の生徒会室、放送室及び屋内運動場の放送室には空調設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	生徒会室、放送室は空調を設置してください。屋内運動場の放送室には不要です。別紙6を修正いたします。
88	別紙6							アリーナ	バスケットボールメインコート1面、バレーボールメインコート1面、サブコート2面を整備するとありますが、要求水準書 屋運動場ではバスケットボール及びバレーボール2面を確保すると記載されています。どちらが正となるのでしょうか。	バスケットコート2面、兼バレーボールコート2面、兼バドミントンコート4面が利用可能としてください。また、コートラインも必要となり、支柱設置も可能としてください。要求水準書P.6及び別紙6は修正いたします。
89	要求水準書	12	第3	6	(4)	⑦	別紙7	学校体育施設の開放	別紙7の学校体育施設の開放に記載されている警備員とは、役場庁舎で常駐している警備員という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
90	別紙7							学校体育施設の開放	長期期間中の学校施設の開放時間についても、別紙7に記載されている日時に則っての開放となるのでしょうか。長期休暇期間中の開放時間等が異なるのであればご教示ください。	長期休暇中の開放時間についても、部活動での使用が見込まれるため、基本的に別紙7に記載の休日を除く月曜日から金曜日の時間で開放を行う予定ですが、学校側で使用しない日については、前述以外の時間も開放を行う場合があります。また、屋外運動場については、夜間利用を見込んでいません。
91	要求水準 別紙8							什器備品等の目標性能	本資料は、什器備品の調査・計画業務を行う為の指針であり、本体工事にて整備する内容ではないとの理解でよろしいでしょうか。	別紙8は什器備品の調査・計画業務を行う為の指針であり、什器備品の調達業務は本事業の対象外となります。但し、給食棟の建設工事には厨房設備の設置が含まれます。建設工事に伴い設置を求める厨房設備については明確化のため、別紙9で示しますので、ご確認ください。
92	要求水準 別紙8							据え置き備品	別紙8什器備品等の目標性能に記載される内容については、既存中学校の備品も含めてSPCが行う什器備品の調査・計画業務に準じて、貴町から別途業者に発注して整備するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、一部建築設備として計画が必要なものも含んでいたため、別紙8については修正します。
93	要求水準書	36	第6	7	(1)	別紙9		日常清掃範囲	別紙9の日常清掃範囲とは、別紙6の各諸室元表と照らすと、どの範囲をさしているのでしょうか。	日常清掃範囲を明確化するために、別紙6に日常清掃範囲に関する欄を追加します。そちらをご確認ください。それに伴い、別紙9は削除とします。
94	要求水準書	36	第6	7	(1)	別紙9		日常清掃範囲	日常清掃の範囲に、学校屋外敷地(駐車場や運動場等)は含まれますでしょうか。	日常清掃範囲に、学校屋外は含まれません。
95	要求水準書	36	第6	7	(1)	別紙9		日常清掃範囲	日常清掃はいつ・誰か・どのように行うのでしょうか。	生徒や教員が行います。範囲及び頻度については別紙6を参照してください。
96	-	-							開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為にあつては、開発区域に面積の合計が開発区域の面積の3%以上の公園、緑地又は広場が設けられていることとなっているところを踏まえ、必要緑地面積が1200㎡以上必要ですが、また、すべて張芝(野芝)でも良いのでしょうか？	ご理解の通り、緑地面積を3%以上確保する必要があります。また、すべて張芝(野芝)でも構いません。
97	既存中学校 閲覧図面								アスベスト除去工事を行っているようですが、外壁吹付等、改修工事も何度か行っており、不明な所が多い為、調査、分析、除去は、別途協議として、よろしいでしょうか。※エルボ、バックン等も	アスベストについて、必要と判断される調査については、解体・撤去工事業務の一部としてご計画ください。その結果、既知となっていないアスベスト含有部材が確認された場合、町の別途負担とし、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分を行ってください。
98	既存中学校 閲覧図面								その他、有害物として、汚泥、油泥等、数量が不明な物は、別途協議という考えでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
99	既存中学校 閲覧図面								埋戻しは、買入れ土で、隣接GLまでとしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(要求水準書 別紙)

No.	文書名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目				
100	既存中学校 閲覧図面								内部備品(机、椅子、厨房機器類、その他)は、不明の為、別途協議としてよろしいでしょうか。	内部備品は、「什器備品の調査・計画業務」を通じて、現状の確認を行ってください。
101	既存中学校 閲覧図面								給水管撤去は、メーター以降二次側と考えてよろしいでしょうか。(分水止め工事は行わない)	ご理解の通りです。
102	既存中学校 閲覧図面								外構は、範囲外となっておりますが、建家、埋設物、配管等、干渉部分は解体してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
103	既存中学校 閲覧図面								武道館は解体範囲外となっておりますが、設備切り回しは、別途と考えてよろしいでしょうか。(不動堂中学校)	設備の切り回しは本事業とします。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(様式集)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
1	様式集	1		1	(3)		提案審査に関する提出書類	募集要項P24に様式集に示す書類を15部提出することとございますが、様式2-1 提案書提出届、様式2-2業務要求水準に関する誓約書についても15部提出する必要がございますでしょうか。	原本を1部、写しを14部の提出をお願いします。
2	様式集	1		1	(3)		提案審査に関する提出書類	提案書は正・副を作成せず、15部全て企業名を番号で示したものでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	様式集	2			(3)		建設計画書	様式第4-6号 5.建設計画書 A4とありますが、様式集の様式 6.建設計画書には、1) 工程表、2) 面積表、3) 仕上げ表とあり、それぞれA3版横書き(A4サイズに折込み)も可能とするという記載もあります。様式第4-6号 5.建設計画書はA4で作成し、工程表、面積表、仕上げ表はA3で作成し、様式第4-6号に添付するという形でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	様式集	3		2	(2)	②	② 書式等	「様式ごとに原則として両面刷りとすること。なお、A3版及び提案図面集は片面刷りとする。」とありますが、見やすさを考慮し、施設整備や収支のA3と合わせ、A4についても片面刷りでよろしいでしょうか。	様式集に記載の通りにご対応ください。
5	様式集	3		2	(2)	②	② 書式等	「設計図書は、A3版、横長、左綴じクリップ止め(取り外しが可能なもの)とすること。」とありますが、左綴じクリップ止めですと、ばらけてしまう恐れがあるため、A4と同様、2穴ファイル綴じ(取り外しが可能なもの)としてよろしいでしょうか。	様式集に記載の通りにご対応ください。
6	様式集	3	2	(2)	②		書式等	提案内容には具体的企業名称を記載しないこと、との記載がございますが、応募者に属さない企業を提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。協力企業については様式3-5で示してください。
7	様式集	3	2	(2)	②		提案書の電子データ	提案書の電子データはWordではなく編集が可能なPDFとさせていただけませんでしょうか。	様式集に記載の通りにご対応ください。
8	様式集	3		2	(1)		価格提案書	「提案価格は、サービス購入費の施設整備費相当及び解体・撤去費相当に、維持管理費相当の約15年間の合計額、地域活性化業務費相当の約18年間の合計額を加算した金額とする」とありますが、様式7-3のサービス対価合計額と同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	様式集	3		2	(2)	①	記載内容	補足資料とありますが、添付可能な補足資料はどのようなものを想定していますでしょうか。	金融機関の関心表明等を想定しています。提案内容を追加するものではありません。
10	様式集	3		2	(2)	②	書式等	構成企業及び協力企業以外の第三者については、具体的企業名称を記載してよろしいでしょうか。	No.6を参照してください。
11	様式集	3		2	(2)	②	書式等	提案書の綴じ方は、様式2-1から2-3までをA4,1分冊、様式3-1から7-11(様式7-2を除く)をA4、1分冊、施設整備計画図面集に関する説明にある①から⑤をA3、1分冊とし、各々ファイル綴じとしてよろしいでしょうか。	様式集に記載の通りにご対応ください。
12	様式集	3		2	(2)	②	書式等	設計図書は左綴じクリップ止めとありますが、設計図書とは、施設整備計画図面集に関する説明にある①から⑤という理解でよろしいでしょうか。また、ファイルに綴じるのではなく、クリップで止めるのでしょうか。	様式集に記載の通りにご対応ください。
13	様式集	3		2	(2)	②	書式等	ファイル形式に指定の無い施設整備計画図面集に関する説明にある①から⑤は、PDFでの提出でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	様式集 (Word)	3	2	(2)	①		提案書	提案書作成に当たり、図表やイラストの他、イメージ写真等の使用は可能でしょうか。	ご理解の通りです。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(様式集)

No.	文書名	該当箇所					質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目		
15	様式集		様式第3-1号				事業全体に関する提案書 グループ名称(又は代表企業名)とありますが、具体的企業名称の記載は認められないことから、どのように記載すればよろしいでしょうか。	様式集を修正します。
16	様式集		様式第3-4号				事業スキーム図 参加グループの構成企業及び協力企業等の名称とありますが、様式第1-1号の応募者番号に沿って、代表企業1、構成企業2などと記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	様式集	様式3-5					協力企業名簿 協力企業の編成に関する考え方は具体的にどのような記載内容を想定されておりますでしょうか。	協力企業の担当する業務についてご記載ください。
18	様式集	様式3-5					協力企業名簿 こちらに記載されている協力企業とは参加申請をするグループの一員ではなく、SPCから直接業務を受託する企業から業務を受託する(下請等)企業を示しているのでしょうか。	協力企業とは、応募者を構成する構成企業以外の法人で、SPCから直接本件業務を受託する法人を指します。
19	様式集	様式3-5					協力企業名簿 協力企業とは地元企業(県内・町内)を記載するのでしょうか。	No.18を参照してください。
20	様式集	様式3-5					協力企業名簿 本様式についてはどのような内容を確認するための様式でしょうか。	具体的な協力企業、協力企業の担当する業務を確認し、本PFI事業に関する業務受注の考え方を把握するための様式です。
21	様式集	様式3-5					協力企業名簿 記載した企業と契約できなかった場合にはペナルティが発生するのでしょうか。	やむを得ない事情が生じた場合には、協力企業の追加等について町と協議の上、判断することとします。
22	様式集		第3-5号				協力企業名簿 ここでの協力企業名簿とは、SPCに出資はしないが、SPCから直接業務を請け負う企業の役割・概要をお示しするというのでしょうか。	ご理解の通りです。
23	様式集		様式第3-5号				協力企業名簿 ここでの協力企業とは、応募者グループ内の協力企業ではなく、構成企業又は協力企業から委託する下請企業を指すという理解でよろしいでしょうか。	No.18を参照してください。
24	様式第3-5号	—	4				協力企業名簿 応募者を構成する協力企業は、公平性の観点から提案書提出以降は追加出来ないのが一般的と思慮いたします。「協力企業が未定の業務については、協力企業の編成に関する考え方のみ記載すること。」とありますが、以下確認させてください。 ①町としては、提案書提出以降に応募者を変更(協力企業追加といったグループ構成を変更)して欲しいということではなく、当該PFI事業に関する実質的な業務受注・受託機会の創出についての考え方を確認したい、ということでしょうか。 ②また、募集要項「用語の定義」に規定頂いておりますが、協力企業とは(構成企業と異なり)PFI事業者からの直接業務委託契約は不要(当該PFI事業に関する実質的な業務受注・受託が必須ではあるものの、再委託も含め契約形態については民間事業者の判断に委ねられる)、との理解で良いことを念のため確認させてください。	①ご理解の通りです。 ②協力企業とは、応募者を構成する構成企業以外の法人で、SPCから直接本件業務を受託する法人を指します。
25	様式集		様式3-6号				事業の安定性 事業の安定性を補足するための資料として、金融機関等からの関心表明書等を、枚数制限(A4、3枚以内)とは別に添付して提出することは可能でしょうか。	金融機関等からの関心表明書等については、様式第7-5号に添付ください。
26	様式集	第4-5号					見出し(番号) 様式第4-4号で「3. 施設整備計画説明書(環境・省資源)」となっておりますが、様式第4-5号では「5. 建設業務説明書」となっています。様式第4-5号は「4. 建設業務説明書」と理解してよろしいでしょうか。また、以降の様式についても「5. 建設計画書」、「6. 解体・撤去業務説明書」と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。様式集を修正します。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(様式集)

No.	文書名	該当箇所					質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
27	様式第4-5号	—	5				建設業務説明書	タイトルが「5. 建設業務説明書」となっていますが、番号ズレかと思慮致します。「4. 建設業務説明書」としても宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
28	様式集	第4-6号	6.	施設整備 計画図面 集に関する 説明	⑤		鳥瞰パース	「鳥瞰パース(各校1枚 A3カラー)」とありますが、新中学校の鳥瞰パース1枚と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
29	様式集		様式第4-6号				建設計画書	設計工程表をA3,4枚程度、工事工程表をA3,4枚程度と、一般的な案件での各1枚程度のところ相当の枚数となっていますが、どのような内容を想定していますでしょうか。	4枚以内に納めてくださいという意味です。1枚でも結構です。枚数は提案に委ねます。
30	様式第4-6号	—	6				建設計画書	タイトルが「6. 建設計画書」となっていますが、番号ズレかと思慮致します。「5. 建設計画書」としても宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。様式集を修正します。
31	様式第4-6号	—	6	1)			工程表	「1) 工程表」ですが、他PFI事例では情報集約することによる行政側の把握しやすさの観点より、設計工程や工事工程などの全ての情報を、A3版横長1枚程度に纏めた経験が多いです。 可能であれば、「工程表については、①設計工程(許認可、確認申請等含む)、②工事工程(新設、解体撤去等の工事区分ごとに記載)、③調査・設計から引渡までの工程計画、の全ての情報を網羅するものとし、A3版横長で作成すること。また、様式・枚数については自由とする。」として頂けないでしょうか。ご検討の程、どうぞ宜しくお願い致します。	No.29を参照してください。
32	様式集 (Word)		1	(3)			施設整備業務に関する 提案書 様式第4-6号	6.建設計画書のうち1)工程表について、設計工程表と工事工程表をA3版で別途添付するとのことですが、様式第4-6号のA4版書式内には文章等による提案を記載すると考えてよろしいでしょうか。または概略工程を記載するのでしょうか。	「工程表参照」としていただければよいですが、概略工程の記載を妨げるものではなく、ご提案に委ねることとします。
33	様式第4-7号	—	7				解体・撤去業務説明書	タイトルが「7. 解体・撤去業務説明書」となっていますが、番号ズレかと思慮致します。「6. 解体・撤去業務説明書」としても宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。様式集を修正します。
34	様式集		様式7-3号	2	1		サービス対価A-1	事業契約書(案)別紙5_2(3)1)①では、「サービス対価A-1は3,039,500,000円(税込み)を予定している」と記載がございますが、様式7-3号の通り税抜き金額と消費税に分けて記載する場合小数点以下の端数が生じますので、税抜き金額と消費税それぞれの正確な金額をご教示頂けますでしょうか。	税抜き金額、消費税については消費税10%でご計算ください。
35	様式集		様式7-3号	2	2		サービス対価B-1、B-2	割賦元本の消費税は、各返済元本金額に対する消費税の累計で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	様式集		様式7-3号	2	2		サービス対価B-1、B-2	端数が生じた場合、当該端数は初回又は最終回のいずれで調整すれば宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	様式集		様式7-3号	2			提案価格(税込)	提案価格(税込)は、「提案価格(税抜)×110%」ではなく、提案価格内訳書の金額を積算した金額を記載する理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	様式集		様式7-4号	3			サービス対価支払予定表	15行目に「サービス対価B-1」と記載がございますが、「サービス対価B-2」の誤りではないでしょうか。	ご理解の通りです。様式集を修正します。
39	様式集		様式第7-4号				サービス購入料B	以下のとおり用語の統一をお願いします。 サービス購入料B→サービス対価B	ご理解の通りです。様式集を修正します。
40	様式集		様式第7-4号				サービス対価支払予定表	サービス対価A-1は、支払回数12の列以外はグレーの網掛けとなるという理解でよろしいでしょうか。また、サービス対価A-2は、支払回数4,8,12の列以外はグレーの網掛けとなるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式を修正します。 なお、サービス対価A-1は事業契約書の別紙5に記載の通り、竣工後、令和7年5月末までに一括で支払う予定です。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(様式集)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
41	様式集		様式第7-4号				サービス対価支払予定表	サービス対価B-1が2つありますが、一方はB-2の誤りでしょうか。また、B-2については、令和7年度はグレーの網掛けとなるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式集を修正します。
42	様式集		様式第7-5号				資金調達計画書	出資1, 2, 3とありますが、各構成企業からの出資ごとに分けて記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	様式集		様式第7-5号				長期収支計画表	※12に金利は1年単位でとありますが、割賦金利を1年単位で計算すると、提案価格との間に差異が生じます。契約条件と同じく、四半期ごとの計算としてよろしいでしょうか。	四半期毎を合算した1年分を記載してください。
44	様式集		様式7-5号	4	(1)		資金調達計画	「細目」の項目がございますが、例えば「普通出資」「長期優先融資」等と記載する認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	様式集		様式7-5号	4	(1)		資金調達計画	「資金調達方法設定の根拠等」の項目がございますが、どのようなことを記載するご想定でしょうか。提示頂けますと幸いです。	基本的には借入金を想定しておりますが、出資金形態での資金調達も考えられることから、その場合には理由等を記載してください。その他、特記事項等があれば記載してください。
46	様式集		様式7-5号	4	(2)		出資金明細書	「出資者の役割・要件の充足等」の項目がございますが、どのようなことを記載するご想定でしょうか。提示頂けますと幸いです。	出資者の本事業での役割と出資者として要件の充足状況等を記載してください。
47	様式集		様式7-5号	4	(3)		借入金明細表	※2に「借入条件の欄には、借入時期、借入期間、金利、金利見直時期等を記載すること」と記載がございますが、その内の「金利」は表に記載済みの「借入金利」とどう違うのかご教示ください。	借入金利は実数の記載をお願いします。金利は変動・固定の別、適用金利(10年固定金利＋スプレッドなど)を記載してください。
48	様式集		様式7-6号	5			長期収支計画表	71行目と75行目記載の「元利金返済前キャッシュフロー(CF) ※6」は同じ数字を記載する認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
49	様式集		様式7-6号	5			長期収支計画表	73行目記載の「ネットキャッシュフロー(NCF)」は、63行目記載の「①-②ネットキャッシュフロー」と同じ数字を記載する認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
50	様式集		様式7-6号	5			長期収支計画表	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含まれない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	様式集		様式7-6号	5			長期収支計画表	通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としておりますので、本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	ご理解の通りです。
52	様式集		様式7-6号	5			長期収支計画表	84行目記載の「その他 ※3」ですが、「※1」の誤りではないでしょうか。	ご理解の通りです。様式集を修正します。
53	様式集		様式7-6号	5			長期収支計画表	「※6 評価指標欄の「元利金返済前キャッシュフロー(CF)」は「税引後当期損益＋施設原価＋支払利息」で算出してください。」と記載がございますが、「劣後ローン利息(38行目)」は含む理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(様式集)

No.	文書名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目				
54	様式集	第7-3号	2					提案価格内訳書	様式第7-3号の事業期間合計金額のうち、各対価の「消費税及び地方消費税相当額」は、同様式「金額(消費税及び地方消費税抜き)の金額に対し税率10%で算出するものか、様式第7-4号、3.サービス対価支払予定表の各支払回りの金額に対し税率10%で算出し、事業期間内の積み上げた金額を記載すべきかでしょうか。ご教示ください。	様式第7-4号、3.サービス対価支払予定表の各支払回りの金額に対し税率10%で算出し、事業期間内の積み上げた金額を記載してください。
55	様式集	第7-4号	3					サービス対価支払予定表	C列11行目に「サービス購入料B」とありますが、「サービス対価B」との理解でよろしいでしょうか。また、「サービス対価B-1」の行が2箇所(12行目と15行目)ありますが、C列15行目は「サービス対価B-2」と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	No.39、No.41を参照してください。
56	様式集 (Excel)	-	-	-	-	-	-	様式7-4	様式7-4において、「サービス対価A-1」は、支払回:12(支払い対象となる四半期:R7/1-3)、「サービス対価A-2」は支払回:4(支払い対象となる四半期:R5/1-3)、8(支払い対象となる四半期:R6/1-3)、12(支払い対象となる四半期:R7/1-3)に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	No.40を参照してください。
57	様式集 (Excel)	-	-	-	-	-	-	様式7-7	SPC設立関連費用及び設計・建設期間中におけるSPC運営費等は、本様式に計上不要との理解でよろしいでしょうか。(当該費用の記載が必須となる場合、どの欄に計上したらよいかご教示ください。)	SPC設立関連費用及び設計・建設期間中におけるSPC運営費は、様式7-6長期収支計画表の支出の項目、様式7-7にそれぞれ記載してください。
58	様式集	第7-6号	5					長期収支計画表	令和3年度に発生するSPC開業費用等については、令和3年度の列を追加して記入してよろしいでしょうか。もしくは令和4年度に含めるものでしょうか。ご教示ください。	令和4年度に含めて記入してください。
59	様式集	第7-8、7-9号	7,8					維持管理費見積書(内訳)、(計画書)	維持管理業務期間に関し、要求水準書32ページ、1.業務概要、(2)業務期間で「業務期間は、各施設の引渡し・所有権移転日の翌日から事業期間終了までとする。」とあり、募集要項4ページ、第2事業内容、10事業スケジュールにおいて、「引渡し令和7年2月末日」とあります。維持管理業務の開始が令和7年3月1日の場合、「維持管理費見積書」作成にあたり、令和7年3月に発生が見込まれる費用は、1年目の令和7年度の欄に記入すればよろしいでしょうか。または、令和6年度の列を追記すべきでしょうか。ご教示ください。	様式7-9に令和6年度の列を追記しましたので、そちらにご記入ください。
60	様式集 (Excel)	-	-	-	-	-	-	様式7-8	「その他経費(SPC運営費等)」欄には、SPCの利益相当額は計上不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	様式集 (Excel)	-	-	-	-	-	-	様式7-9	「その他経費(SPC運営費等)」欄には、SPCの利益相当額は計上不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	様式集 (Excel)	-	-	-	-	-	-	様式7-6	提案業務について自主運営業務を独立採算で行うこととしておりますが、この場合別途自主運営業務の為の収支計画書の作成及び提出が必要でしょうか。	自主運営業務の為の収支計画書の作成及び提出は必要ありませんが、提出を妨げるものではありません。
63	様式集 (Excel)	-	-	-	-	-	-	様式7-6	自主運営業務において、別途収支計画を作成した場合でSPCに法人税等が発生する場合は、様式7-6の収支計画にまとめて法人税等を反映させる取り扱いでよろしいでしょうか。	必要ありません。自主運営業務は独立採算事業なので、本件PFIとは別個の事業です。様式7-6の収支計画は、PFI事業のみの収支計画としてください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(様式集)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
64	様式集	31		6	1)		工程表	「設計工程表(許認可、確認申請等含む。A3版横長4枚程度。様式は自由とする。)工事工程表(A3版横長4枚程度。様式は自由とする。)を添付すること。」とありますが、様式第4-6号以外に、設計工程表、工事工程表をそれぞれA3版横長4枚程度、添付することによりよろしいでしょうか。その際、設計工程表と工事工程表をまとめて記載してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、工程表は別々に記載してください。
65	様式集	33					施設整備計画図面集に関する説明	A3版に縮小したものを、A4に折り、施設整備業務提案書の分冊の最後に合わせて綴ること。とありますが、様式集P2(3)提案審査に関する提出書類とは別に別冊でA4 2穴ファイル綴じ(取り外しが可能なもの)でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	様式集						鳥瞰パース	各校1枚とは、既存の学校用に3枚という理解でよろしいでしょうか。	新設校の1枚に修正します。
67	様式集	施設整備計画図面集に関する説明					鳥瞰パース	各校1枚と記載されておりますが、本事業における整備対象施設が分かるような鳥瞰パースを1枚作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	様式集						施設整備計画図面集に関する説明	「補足説明の図面(縮尺は任意)が必要な場合は適宜作成し、各様式に添付すること。」とありますが、①から⑤以外の図面について、任意で作成可能ということでしょうか。この場合、図面集として綴じのではなく、様式第4-2号から様式4-5号の後にA4折込で添付するのでしょうか。	補足説明の図面(縮尺は任意)が必要な場合は適宜作成し、各様式の後にA4折込で添付してください。
69	様式集						施設整備計画図面集に関する説明	「A3版に縮小したものを、A4に折り、施設整備業務提案書の分冊の最後に合わせて綴ること。」とありますが、2(2)②の記載と異なります。いずれが正でしょうか。	設計図書は、A3版(A4に折込み)、横長、左綴じクリップ止め(取り外しが可能なもの)してください。
70	様式集						施設整備計画図面集に関する説明	「⑤ 鳥瞰パース(各校1枚 A3カラー)」とありますが、各校とは何を指すでしょうか？	No.66を参照してください。
71	様式集	—	2	(2)	②		書式等	15部提出対象の「応募時の提出書類」について、正本か副本かなどの明記は不要との認識ではありますが、念のためその旨を確認させて下さい。(全て同一のデータにて出力させて頂く考えでおります。)	ご理解の通りです。
72	施設整備計画図面集に関する説明	—					鳥瞰パース	新設中学校における鳥瞰パース1枚という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。No.66を参照してください。
73	様式集						施設整備計画図面集に関する説明	「～施設整備業務提案書の分冊の～」とありますが、「分冊」とは当該書類のP3の「提案図面集」と「設計図書」と同じ書類という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	様式集						長期収支計算表	サービス対価Bの割賦元金に係る消費税及び地方消費税の支払方法に関して、長期割賦販売等に係る延払い基準が廃止されたことを考慮していただき、各回の支払元金に加算する方式(サ対B-1:60回払い、サ対B-2:56回払い)ではなく、施設の引渡し年度(サ対Bの支払時期に合わせて)一括して支払う方法としていただけないでしょうか。 ※割賦元金に係る消費税及び地方消費税に関して、施設の引渡し年度に一括してSPCが支払う必要があり、貴町より一括でお支払いいただけない場合、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借入する必要があり、借入利息や手数料分、プロジェクトコストを圧迫する恐れがございます。	地方消費税の支払方法に関しては、各回の支払元金に加算する方式とします。
75	様式集 (Word)						施設整備業務に関する提案書 施設整備計画図面集	⑤鳥瞰パースについて「各校1枚 A3カラー」とありますが、今回整備する美里町新中学校が対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。No.66を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(優先交渉権者選定基準)

No.	文書名	該当箇所					タイトル	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目			
1	優先交渉権者選定基準	5	第3	2	(2)		加算点審査	加算点基準のA「特に優れている」B「優れている」の定義及びその違いをご教示願います。	評価基準に沿って、評価委員会の協議により決定します。
2	優先交渉権者選定基準	6	第3	2	(2)		町内事業の活用	町内事業の活用は、どのような評価基準を想定しておりますでしょうか。	町内事業者の参加を想定しています。
3	優先交渉権者選定基準	6	第3	2	(2)		町内事業者の活用	町内事業者について具体的な評価基準があれば知りたい。	No2を参照ください。
4	優先交渉権者選定基準	6	第3	2	(2)		実施体制	「町内事業者の活用について、十分考慮されているか。」と記載がございますが、具体的にはどのような評価基準を想定されているかご教授ください。	No2を参照ください。
5	優先交渉権者選定基準	6	第3	2	(2)		事業計画の確実性・継続性	「金融機関等からの融資の確約または関心表明を得るなど～」と記載がございますが、融資確約書や関心表明書は様式3-6に添付する理解で宜しいでしょうか。	様式第7-5号に添付ください。
6	優先交渉権者選定基準	6	第3	2	(2)		町内事業者の活用	町内事業者の活用は具体的にはどのような評価基準を想定されているかご教授ください。	No2を参照ください。
7	優先交渉権者選定基準	6	第3	2	(2)		町内事業者の活用	町内事業者の活用は具体的にどのような評価基準を想定されていますでしょうか。	No2を参照ください。
8	優先交渉権者選定基準	7	第3	2	(2)	2.	施設整備に関する事項	様式欄に「4-2~4-8」と記載がありますが、様式集を確認すると「4-7」までしかありません。「4-2~4-7」と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。修正します。
9	優先交渉権者選定基準	7	第3	2	(2)	2.	様式	様式欄に4-2~4-8とありますが、様式集P2(3)提案審査に関する提出書類には、4-8がありません。4-2~4-7と考えてよろしいでしょうか。	No8を参照ください。
10	優先交渉権者選定基準	7	第3	2	(2)	2.	工事期間中の工夫	工期短縮のための具体的な工夫とは、引渡しを前倒しする提案ではなく、令和7年2月末の引渡しをスケジュール通り確実にを行うための工夫ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	優先交渉権者選定基準	7	第3	2	(2)	2.	施設整備に関する事項	各項目と得点、様式を照らした表がありますが、対象様式の欄に4-2~4-8と表記がありますが様式4-8が様式集から漏れております。様式4-8の提示をお願いします。	No8を参照ください。
12	優先交渉権者選定基準	8	第3	2	(2)		加算点審査	自主運営業務については、5.その他の項目を含め、加算点審査の対象外という理解でよろしいでしょうか。	自主運営業務を含め、評価項目にないが特に優れた提案がある場合には、「5.その他」で加算評価します。
13	優先交渉権者選定基準	9	第3	2	(2)		自主運営業務	自主運営事業の配点がないようですが、任意の自主運営事業を提案した場合にはどこで評価されるのでしょうか。その他の提案に含まれるのでしょうか。	No12を参照ください。
14	優先交渉権者選定基準	9	第3	2	5		加算点審査 その他	「評価項目にはないが特に優れた提案があるか」配点20点 とは、自主運営業務のことでしょうか。	No12を参照ください。
15	優先交渉権者選定基準	9	第3	2	(2)		その他	自主運営業務を提案した場合、その他の項目で加点をいただけるの理解でよろしいでしょうか。また、加算基準についてお示し下さい。	No12を参照ください
16	優先交渉権者選定基準	9	第3	2	(4)		総合評価の算定	基礎点と加算点の得点を加算し、提案価格で除した値を総合評価点とする。とありますが、提案価格は消費税込みの価格を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	優先交渉権者選定基準	9	第3	2	5		加算点審査 その他	「評価項目にはないが特に優れた提案であるか」について、評価対象として 第7提案業務 の2.自主運営業務 は含まれますか。	No12を参照ください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(基本協定書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
1	基本協定書 (案)	1	第1条	1	(4)		定義	「事業契約第●条に従って終了した場合」とありますが、具体的にご想定の該当条項をご教示いただけますでしょうか。	ご指摘の箇所は削除いたします。
2	基本協定書 (案)	3	第6条	2項			業務の委託、請負	「令和4年●月●日までに」とありますが、業務が多岐に亘るため、日付の明記は難しいと考えます。速やかに締結させ、とされてはいかがでしょうか。 (各業務開始直前に各委託契約を締結するのが一般的と考えます。例えばですが、設計業務委託契約の締結時期と、新中学校竣工後に業務開始となる維持管理委託契約の締結時期を揃えることは難しいとの認識です。)	日程については、選定事業者と調整して決定します。原案の通りとします。
3	基本協定書 (案)	3	第7条	6項			事業契約	賠償金が「提案金額の100分の20」と他のPFI案件と比較しても高い設定となっております。他のPFI案件でも実績の多い「提案金額の100分の10」に変更頂けないでしょうか。	美里町の規定に準拠し、原案の通りとします。
4	基本協定書 (案)	3	第7条	6項			違約金等	違約金等の発生は基本協定締結以降ということでもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	基本協定書 (案)	3	第7条 第8条	6項 2項			事業契約 暴力団排除にかかわる 事業契約の不締結等	賠償金が「提案金額の100分の20」及び「提案金額の100分の10」とされておりますが、「提案金額」とは税抜と税込どちらの金額でしょうか。	税込みとします。
6	基本協定書 (案)	4	第7条 第8条	8項 4項			事業契約 暴力団排除にかかわる 事業契約の不締結等	「優先交渉権者構成員は、賠償金を連帯して～」と記載がございますが、構成企業及び協力会社が自己の受託する業務以外のリスクを負う可能性があり入札への参入障壁が高くなるため、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを連帯して負担する建付けとして頂けないでしょうか。	原案通りとします。応募者内での帰責企業のリスク負担については、応募者内で調整してください。
7	基本協定書 (案)	5	第11条	1項			事業契約不調の場合における処理	他案件と比して、民間が負うリスクが過大と考えます。 事業契約締結に向けた議会説明等は民間事業者にて行えるものではありません。 本事業そのものへの反対など、少なくとも町側の帰責による場合においては、民間事業者が応募に要した費用などについてはご負担いただけるよう、再考を強くお願い申し上げます。 (民間がコントロール不可能なリスクを民間側に負わせることは、リスク負担が過大となり、適切な提案価格の算定に支障を来します。)	原案の通りとします。
8	基本協定書 (案)	8	別紙1				株主誓約書の様式	当該書式は各社毎に提出するものと認識しております。 第2条(株式保有数)は個々に自社に関してのみを誓約し、出資全社の押印書面を以って、町側にて各社の株式保有数を確認するとの認識ですが、念のためその旨確認させて下さい。	ご理解の通りです。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
1	事業契約書(案)	1	第1条	4項			定義	文部科学大臣から財産処分の承認を得た日とありますが、おおよその目安をご提示いただけますでしょうか。	令和7年4月を目安としております。	
2	事業契約書(案)	1	第1条	7項			定義	解体・撤去工事完了予定日とは、事業者の提案により令和8年3月31日以前の日とすることは可能でしょうか。この場合、サービス対価B-2の支払い開始日を早めることは可能でしょうか。	提案により解体・撤去工事完了予定日を早めることは出来ませんが、サービス対価B-2の支払開始は、原案通りとします。	
3	事業契約書(案)	2	第1条	27項			不可抗力地震	不可抗力の地震とは、震度何以上になるのでしょうか。	不可抗力は、予見不能、損害防止不可能な事象を想定していることから、震度によって一概に範囲を定めるものではありません。	
4	事業契約書(案)	2	第1条	27項			不可抗力	不可抗力の定義にある「疫病」には、新型コロナウイルスも該当する認識で宜しいでしょうか。	不可抗力は定義にあるとおり、予見不能または予見できても損害の防止が不可能な事象を言いますので、新型コロナウイルスの影響であったとしても、それが予見可能で、かつ合理的に損害を防止する手段がある場合には不可抗力には該当しません。	
5	事業契約書(案)	2	第1条	27項			不可抗力	「不可抗力」には、今般の新型コロナウイルスを含む感染症によるものも含まれることを念のため確認させて下さい。	No.4を参照してください。	
6	事業契約書(案)	4	第10条	1項			許認可、届出等	「町が取得・維持すべき許認可及び町が提出すべき届出」には、農振除外、農地転用許可、開発行為許可が含まれることを念の為確認させて下さい。また、民間事業者側にて開発行為などの土地造成に係る許認可申請は発生しない(許認可手続きは不要)との理解ですが、念の為その旨確認させて下さい。	ご理解の通りです。	
7	事業契約書(案)	4	第11条	第1項			本施設の設計	「事業者は、本件土地の造成についても、自らの責任及び費用負担において設計を行う。」とありますが、貴町が提示した造成設計(基本・実施)瑕疵に起因する費用(設計の修正、工事費の変動)負担は貴町の責任及び負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
8	事業契約書(案)	5	第3章	-	11条	11	-	設計業務の増加費用	貴市にご負担をいただく事業者に生じた増加費用又は損害には、合理的な範囲の金融費用等(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。同様の条項が第17条、第22条、第26条、第36条、第40条、第47条、第52条、第62条、第84条、第86条、別紙7、別紙8にも記載がございますが、同様の解釈で宜しいでしょうか。	合理的な範囲と町が認めるものであれば含まれます。
9	事業契約書(案)	5	第12条	第1項			設計書類の変更	貴町の求めに応じた設計図書の変更により、本事業に係る費用が増加する場合の取り扱いは、第17条第4項の規定によるという理解でよろしいでしょうか。	設計変更の原因に町の責めに帰すべき事由がある場合にはご理解の通りです。	

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
10	事業契約書(案)	6	第17条	第3項			本施設の建設	保険は工事にかかわるものであるため、証券の提出は調査の開始前ではなく、工事の開始前までとして頂けますでしょうか。	建設工事着工前までに証書の写しをご提出頂ければ結構です。
11	事業契約書(案)	7	第17条	3			本施設の建設	「事業者は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして町が認めたものを設計業務における調査の開始に先立ち町に提示しなければならない。」とありますが、これは設計に関して付保する保険(存在する場合)のみをご提示し、その後適切な段階で保険付したものがあれば追加でご提示するとの理解で宜しいでしょうか。建設工事に掛かる保険については、不要な費用通減のためにも建設工事着工直前に加入することが一般的と考えます。	No.10を参照してください。
12	事業契約書(案)	8	第4章	第1節	第20条	1	事業者による工事監理	「事業者は、自己の責任及び費用負担で常駐の工事監理(以下「工事監理者」という。)を設置し、」とありますが、民間(旧四会)連合協定・建築管理業務委託書に示される業務内容を適正に実施すれば、非常駐でもよろしいでしょうか。ご教示ください。(建設地内に工事監理事務所を常設し、工事監理業務計画書に基づき、非常駐にて適正に業務遂行したいと考えております。)	原案の通りとします。
13	事業契約書(案)	8	第20条	第1項			事業者による工事監理	常駐監理ではなく重点管理とすることは認められますでしょうか。	No12を参照してください。
14	事業契約書(案)	8	第22条	2			設計業務、建設工事業務に伴う各種調査	第3項では「事業者は、当該不備、誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。))を負担する。」と規定頂いておりますので、第2項におかれましては「町は、当該提出した本件土地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して事業者が発生した損害又は増加費用については責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。))を負担する。」と修正いただけますようお願い申し上げます。	原案の通りとします。
15	事業契約書(案)	9	第24条				本施設の建設に伴う近隣対策	周辺住民の方々に対し説明等をさせて頂くあたり、町側で既にどのような説明がなされているのかが非常に重要となります。今までの説明会の実施回数、実施内容等につき、適宜ご教示いただけますようお願い申し上げます。	新中学校整備に関する説明会等については、美里町ホームページで、『美里町の学校の再編について』(教育委員会)として、これまでの経緯を掲載しておりますので、ご覧ください。
16	事業契約書(案)	9	第26条	第2項			工事の中止等	工事の一時中止による影響は工期と工事費の両方に影響を与える可能性があるため、本件引渡予定日並びにサービス対価A及びサービス対価B-1を変更するとして頂けますでしょうか。	原案の通りとします。
17	事業契約書(案)	11	第30条	第4項			町による本施設の完成検査及び完成確認通知書の交付	「町は、…保険証券の写しを完成図書とともに町に対して提出した場合、事業者に対して完成確認通知書を遅滞なく交付する。」とありますが、保険証券の発行は付保開始日以降となりますので、完成図書とともに提出は出来かねます。ですので加入後速やかに提出とさせていただきます、完成確認通知書の交付条件に含まないでいただけないでしょうか。完成確認通知書は銀行融資の際必要な書類となることも含めご検討お願い致します。	原案の通りとします。保険証券の具体的な提出時期は、町と協議の上、決定すること。
18	事業契約書(案)	12	第34条	4			本施設の契約不適合	契約不適合期間を一律2年以内とされておりますが、建築設備の機器、室内装飾、家具、植栽などは1年とすることが業界団体からも指針として出されているとの認識です。ご再考頂けます幸いです。	原案通りとします。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
19	事業契約書(案)	13	第34条	第14項			本施設の契約不適合	保証書の提出は本施設工事の着工前でしょうか。それとも引渡前でしょうか。	No.10を参照してください。
20	事業契約書(案)	13	第36条	2			遅延	サービス対価A・B-1×2.5%は遅延日数に応じて計算でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	事業契約書(案)	15	第5章	第2節	第41条	2	本施設の修繕	「町の責めに帰すべき事由により本施設の修繕、更新又は模様替えを行った場合、町はこれに要した一切の費用を負担する。」とありますが、町で行った修繕、更新又は模様替えの該当箇所は、以降、維持管理業務外と考えてよろしいでしょうか。入札時点で予見できないもの、別事業者が実施した工事に関しては業務外と考えます。ご教示ください。	ご理解の通りです。
22	事業契約書(案)	15	第41条	第2項			本施設の修繕	町の責めに帰すべき事由のほか、第三者(生徒、教職員、学校開放利用者など)の責めに帰すべき事由による修繕についても、貴町の負担として頂けますでしょうか。	町とは、学校関係者(生徒、教職員、学校開放利用者など)が含まれます。
23	事業契約書(案)	15	第41条	1			契約書内容	該当箇所に記載されている内容は、修繕費が膨れ上がることが懸念され、非常に大きなリスクと捉えております。実際の修繕に際しては、事業者と町にて協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な範囲については、町と協議の上、決定してください。
24	事業契約書(案)	15	41条	1			本施設の修繕	修繕は規模に関わらず維持管理業務に含まれる(大規模修繕は除く)とありますが、学校使用者に帰責性がある場合は費用請求可能でしょうか。また大規模修繕の定義をお示しください。	No.23を参照してください。
25	事業契約書(案)	15	第5章	第2節	第42条	1	業務従事者名簿の提出等	維持管理業務が長期となるため、事業期間中の統括責任者の変更は可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。変更する際には町に直ちに報告してください。
26	事業契約書(案)	15	第5章	第2節	第42条	1	業務従事者名簿の提出等	維持管理業務は15年と長期に渡るため、やむ負えない場合、事業期間中の統括責任者の変更は可能でしょうか。	No.25を参照してください。
27	事業契約書(案)	15	第42条	第1項			業務従事者名簿の提出	「～【統括責任者】(事業者の提案による。)を選任する。」とありますが、提案によっては統括責任者の選任は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	事業契約書(案)	15	第43条	第1項			維持管理業務報告書等の提出	「～業務日報を作成し、本施設に据え置くとともに、～」とありますが、月次、半期、年度に提出が求められている報告書については本施設へ据え置く必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。維持管理業務として履行した内容を業務報告として日報として保管し、把握できるようにしておくことで、不具合等が発生した際などに、学校として対応状況を確認することが出来るようにする意図です。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
29	事業契約書(案)	16	第5章	第45条	第3項		第三者に生じた損害	「別紙3第2項記載の保険に加入し～」と記載ございますが、「別紙2」の誤りではないでしょうか。	保険等の取扱いについては別紙2です。修正します。
30	事業契約書(案)	16	第45条	第3項			第三者に生じた損害	「…別紙3第2項記載の保険に加入し又は加入させる。」とありますが、「…別紙2第2項記載の保険」でしょうか？	No.29を参照してください。
31	事業契約書(案)	16	45条	3			第三者に生じた損害	「～別紙3第2項記載の～」とありますが、別紙2第2項記載の誤りでしょうか。	No.29を参照してください。
32	事業契約書(案)	16	第6章	第47条	第3項		解体対象施設の解体	「別紙3第2項第1項第(2)号に定める保険に加入し～」と記載ございますが、「別紙2」の誤りではないでしょうか。	No.29を参照してください。
33	事業契約書(案)	16	第47条	第3項			解体対象施設の解体	「…別紙3第1項第(2)号に定める保険に加入し、保険料を負担する。…」ですが、「…別紙2第1項第(2)号に定める保険に加入し又は加入させる。」でしょうか？	No.29を参照してください。
34	事業契約書(案)	16	第47条	第3項	第二文		貴町提示時期について	「事業者は、…調査開始に先立ち直ちに町に提示…」とありますが、提示時期の趣旨としては保険期間開始前に保険に加入した事実をお示しする、との理解でよろしいでしょうか。	No.10を参照してください。
35	事業契約書(案)	17	第6章	第1節	第50条	1	事業者による工事監理	「事業者は、自己の責任及び費用負担で常駐の工事監理(以下「解体・撤去工事監理者」という。)を設置し、」とありますが、民間(旧四会)連合協定・建築管理業務委託書に示される業務内容を適正に実施すれば、非常駐でもよろしいでしょうか。ご教示ください。 (通常の解体撤去工事同様、工事監理業務計画書に基づき、非常駐で、検査、立会確認が必要な場合、現地にて適正に業務遂行したいと考えております。)	No.12を参照してください。
36	事業契約書(案)	17	第50条				事業者による工事監理	解体工事においては、工事監理者の設置は不要かと思っておりますので、本条は削除して頂けますでしょうか。	原案通りとします。
37	事業契約書(案)	18	第52条	2			解体・撤去工事業務に伴う各種調査	第3項では「事業者は、当該不備、誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)を負担する。」と規定頂いておりますので、第2項におかれましても「町は、当該提出した解体対象施設に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して事業者に発生した損害又は増加費用については責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)を負担する。」と修正いただけますよう、お願い申し上げます。	原案の通りとします。
38	事業契約書(案)	18	第6章	第1節	第52条	4	解体・撤去工事業務に伴う各種調査	既往の調査報告書にないアスベスト及びPCB含有部材が確認された場合、開示資料から合理的に予測できないものについて、増加費用及び損害は町が負担するとありますが、工期の延長も認められると理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	町と協議してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
39	事業契約書(案)	18	第52条	第4項				解体・撤去工事業務に伴う各種調査	「解体対象施設に関する障害(解体対象施設について、町で行った既往の調査報告書にないアスベスト及びPCB含有部材が確認された場合を含む。)については、～町が公表又は事業者に開示した資料から合理的に予測できないものであった場合は、町及び事業者の間で対応について協議する。」とありますが、当該障害に関する対応(調査、処理、廃棄にかかる工期増など、ただし記載内容に限らない。)については、提案価格とは別に貴町の責任並びに費用負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.39を参照してください。
40	事業契約書(案)	19	第55条	第5項				事業者による報告、町による説明要求及び現場立会い	解体工事においては、工事監理者の設置は不要かと思しますので、本項は削除して頂けますでしょうか。	No.36を参照してください。
41	事業契約書(案)	20	第56条	第2項				工事の中止等	工事の一時中止による影響は工期と工事費の両方に影響を与える可能性があるため、本件引渡予定日及びサービス対価B-2を変更するとして頂けますでしょうか。	原案の通りとします。
42	事業契約書(案)	20	第59条	第3項	第1号			町による解体・撤去工事業務の完成検査及び完成確認通知の交付	解体工事においては、工事監理者の設置は不要かと思しますので、解体・撤去工事監理者の記載は削除して頂けますでしょうか。	No.36を参照してください。
43	事業契約書(案)	20	第6章	第5節	第60条	12		解体・撤去工事業務における契約不適合	「解体・撤去工事業務の成果の契約不適合が支給材の性質」とありますが、解体・撤去業務において支給材の想定があるのでしょうか。支給材がある場合、ご教示ください。	支給材の想定はありません。
44	事業契約書(案)	21	第6章	第60条	第3項			解体・撤去工事業務における契約不適合	「サービス対価の減額」に関する記載がございますが、当該サービス対価は「サービス対価B-2」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	事業契約書(案)	21	第6章	第60条	第3項			解体・撤去工事業務における契約不適合	「サービス対価の減額」に関する記載がございますが、当該サービス対価は税抜と税込どちらの金額でしょうか。	税込みです。
46	事業契約書(案)	21	第60条	第13号				解体・撤去工事業務における契約不適合	保証書の提出は解体・撤去工事着工前でしょうか。それとも工事完了前でしょうか。	No.10を参照してください。
47	事業契約書(案)	22	第7章	63条	1	-	-	サービス対価A	「サービス対価A-1」は、消費税込みの金額で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	事業契約書(案)	22	第7章	63条	1	-	-	サービス対価A	「サービス対価A-2」に係る消費税の支払時期についてご教示ください。(延払基準が廃止されていることを踏まえて、令和4年度末に3回分の消費税を一括して支払う想定ですか。それとも、令和4、5、6年度末における支払の都度加算して支払う想定ですか。)	消費税相当分は、サービス対価の支払年度毎に分割して支払います。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
49	事業契約書(案)	22	第7章	63条	1	-	-	サービス対価B	「サービス対価B-1」の割賦元金総額に係る消費税は、延払基準が廃止されていることを踏まえて、サービス対価A-1の支払い時に合わせて一括してお支払いいただけたとの理解でよろしいでしょうか。(サービス対価B-1に係る消費税及び地方消費税の支払時期についてご教示ください。)	No.48を参照してください。
50	事業契約書(案)	22	第7章	63条	1	-	-	サービス対価B-1	「サービス対価B-2の割賦元金総額に係る消費税は、延払基準が廃止されていることを踏まえて、解体・撤去工事業務が終了する令和7年度末に一括してお支払いいただけたとの理解でよろしいでしょうか。(サービス対価B-2に係る消費税及び地方消費税の支払時期についてご教示ください。)	No.48を参照してください。
51	事業契約書(案)	22	第65条					サービス対価Dの支払条件	サービス対価Dについては、別紙6に基づくモニタリング実施後に別紙5に基づいて支払うことになっていますが、令和4年度から令和6年度の設計・建設期間においても地域活性化業務に係るモニタリングを実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
52	事業契約書(案)	23	第69条					金利の変動	「金利の変動によるサービス対価の見直しは行わない。」とありますが、施設引渡し前の金利変動については、別紙5第3項(1)に基づき改定されるという理解でよろしいでしょうか。	別紙5第3項(1)の記載に通りです。
53	事業契約書(案)	24	第8章	第2節				違約金	契約解除の違約金として記載されている各サービス対価は税抜金額でしょうか。税込金額でしょうか。	税込みとします。
54	事業契約書(案)	24	第71条	4				契約期間	「本施設及び本施設内の設備の状態が要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合、町は事業者者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。」とありますが、第41条第1項に記載のとおり、大規模修繕に値するような修繕は求められないとの理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。	ご理解の通りです。
55	事業契約書(案)	25	第8章	第73条	第2項			本施設引渡し前の解除	出来形には、設計費用、SPC経費、金融費用等の合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。また以降の文章の「出来形」も同じ理解です。	合理的な範囲と町が認めるものは含まれますが、町と協議の上で決定します。
56	事業契約書(案)	25	第8章	第73条	第4項			本施設引渡し前の解除	建設期間中に金融機関から融資を受ける際において、SPCが貴町に対して有する出来形部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、原状回復ではなく現状引渡しとし、また貴町に出来形部分を買って頂けるようご検討をお願いできますでしょうか。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達に困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	原案通りとします。
57	事業契約書(案)	27	第8章	第3節	第76条	5		町の債務不履行による契約解除	「前3項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が前3項記載の金額以上に町に対して損害賠償の請求を行うことを妨げるものではない。」とありますが、貴町にご負担いただくPF事業者の被った損害には、合理的な範囲での金融費用(ブレイクファンディングコスト含む)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	合理的な範囲と町が認めるものであれば含まれます。
58	事業契約書(案)	27	第77条	第1項				法令変更による契約の解除	「第82条第2項・・・」ではなく「第83条第2項・・・」ではないでしょうか。	修正します。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
59	事業契約書 (案)	27	第77条	1			法令変更による契約の解除	「第82条第2項に基づく協議にもかかわらず」とありますが、 <u>第83条第2項</u> ではないでしょうか。ご教示ください。	No.58を参照してください。
60	事業契約書 (案)	27	第78条	第1項			不可抗力による契約解除	「第84条第2項…」ではなく「第85条第2項…」ではないでしょうか。	修正します。
61	事業契約書 (案)	27	第78条	1			不可抗力による契約解除	「第84条第2項に基づく協議にもかかわらず」とありますが、 <u>第85条第2項</u> ではないでしょうか。ご教示ください。	No.60を参照してください。
62	事業契約書 (案)	29	第81条	第3項			ただし書きの内容	「町が前項第1号ただし書きの承諾を与える場合には…」とありますが、ただし書きが規定されているでしょうか。規定されている場合は、具体的な条文番号等をご教示ください。	前項第1号ただし書きを「前項第1号」に修正します。
63	事業契約書 (案)	29	第81条	3			事業者による事実の説明・保証及び誓約	「前項第1号ただし書きの承諾を与える場合には」とありますが、具体的に該当箇所が判別できません。ご教示ください。	No.62を参照してください。
64	事業契約書 (案)	29	第10章	第82条	第5項		契約保証金	「本契約締結日から設計・建設期間の終了日まで」と記載がございますが、「本契約締結日」は「事業契約の締結に係る議決日」という理解で宜しいでしょうか(「事業契約の仮契約の締結日」ではない)。	ご理解の通りですが、仮契約時に契約保証金の納付を担保とする保証書等の提出をお願いします。
65	事業契約書 (案)	29	第82条	第1項			契約保証金	契約保証金を納付しておく期間は、第1号については、本契約締結日から設計・建設期間の終了日まで、第2号については、維持管理期間中、第3号については、解体・撤去工事期間中という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	事業契約書 (案)	29	第82条	第2項、第4項			契約保証金	契約保証金の納付に替える第2項、第4項の方法は、第1項の各号それぞれ異なる方法をとってもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
67	事業契約書 (案)	29	第82条	第4項			契約保証金	SPCを被保険者とした履行保証保険契約を構成企業または協力企業が保険を締結し、保険金請求権に、本契約に基づく違約金支払債務及び損害賠償債務を被担保債務とする質権を貴町に対して設定する方法も認めて頂けますでしょうか。	原案通りとします。
68	事業契約書 (案)	29	第82条				契約保証金	契約保証金は新設施設整備費の10%以上を対象とするのが一般的であり、①解体工事費を分母の対象とすること、②(15年に亘る維持管理期間を対象とすること、は保険引き受けが困難と判断される可能性がございます。ご再考いただけますようお願い申し上げます。	原案の通りとします。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
69	事業契約書(案)	30	85条	2			通知の付与及び協議	建設期間中の建物所有者(建築主=責任者)がSPCであるにもかかわらず、不可抗力に対する対応方法を貴町が主導的に決定する内容に読み取れます。「貴町と事業者が協議により対応を決定」等の表現に変更できないでしょうか。	原案の通りとします。
70	事業契約書(案)	31	第87条				公租公課の負担	「本契約締結時点で町及び事業者に予測不可能であった新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合には、その負担については、別紙7に従う。」とありますが、別紙7ではないでしょうか。ご教示下さい。	法令変更による増加費用及び損害の負担は、別紙7です。修正します。
71	事業契約書(案)	35	別紙2	1	(2)		建設工事保険(解体・撤去工事業務)	通常、解体工事について建設工事保険は対象とならないことから、本号は削除して頂きますでしょうか。	解体工事においても第三者賠償保険には加入してください。
72	事業契約書(案)	39	別紙5	1			サービス対価の構成について	サービス対価Bの構成される費用の内容について、「a)左記業務にかかる費用」及び「f)上記 a) e) を元本とする割賦金利」以外の費用につき、どのようにサービス対価B-1とB-2に分ければよいかご教示ください(例えば、b)乃至e)に係る費用はサービス対価B-2とする等)。	別紙5の1に記載の通りです。サービス対価B-1は、設計業務、建設工事業務相当分のa)~f)に係る費用、サービス対価B-2は、解体工事費相当分のa)~f)に係る費用です。
73	事業契約書(案)	39	別紙5	1			サービス対価の構成について	サービス対価Bに係る消費税の支払は分割にて各回の支払に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	事業契約書(案)	39	1	①	-	-	サービス対価A-2	サービス対価A-2は、「建設工事のうち造成工事業務」とあり、支払時期はP40に「造成工事終了後、令和4,5,6年度の各年度末」と記載されています。従って、建設工事業務のうち造成工事業務は令和4,5,6年度末をもって貴市からの支払は完了し、割賦支払分(サービス対価B-1、B-2)には含まれない(造成工事業務に係る費用は全額、サービス対価A-2に含まれる)との認識で間違いはないでしょうか。	別紙5の2の(2)に記載の通りです。
75	事業契約書(案)	39	1	①	-	-	割賦金利	施設引渡日から供用開始日までの割賦手数料は、第1回目のサービス購入料B-1(割賦金利)に加算してお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙5の1に記載の通りです。
76	事業契約書(案)	39	別紙5	1	①		サービス対価A	SPCの運営にかかる費用は、基本協定締結後速やかに設立となるSPC設立後より発生します。そのため、サービス対価A-2の「構成される費用の内容」にSPCの運営にかかる費用を追記いただきますよう、お願い申し上げます。(サービス対価A-1は補助金対象と記載されておりましたので、サービス対価A-2が適切かと思慮致しましたが、適切な記載箇所をご教示下さい。)	別紙5の1にお示しの通り、サービス対価B b) 事業者の開業に要する費用としています。
77	事業契約書(案)	36	別紙2	2	(1)		維持管理期間中の保険	「町を追加被保険者とする」とは必須なのでしょう。	原案通りとします。
78	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(1)	3)	サービス対価D	入札提案の金額については、50万円/年(900万円/18年)として提案をすればいいのかわかりたい。	地域活性化業務について、年間上限負担額を50万円とした上で、ご提案ください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
79	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(1)	3)	サービス対価D	地域活性化業務に関し、事業者の提案と町との協議に基づいて支払い金額を決定することだが、具体的にどのような算定されるのか。	ご提案内容の費用内訳の妥当性や合理性を踏まえた上で、決定させていただきます。	
80	事業契約書(案)	40	2	(1)	3)	-	-	サービス対価D	「年間50万円」は消費税額及び地方消費税額抜き金額と理解してよろしいでしょうか。	税込みです。
81	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(1)	3)	サービス対価D	提案時には年間50万円、事業期間で合計900万円として入札提案すればよろしいでしょうか。	No.78を参照してください。	
82	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(1)	3)	サービス対価D	地域活性化業務については、事業者の提案及び町との協議に基づき支払い金額を決定するとの記載がございますが、どのように算定されることを想定しておりますでしょうか。	No.79を参照してください。	
83	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)		サービス対価の支払回数等	サービス対価A-1は、支払い時期は竣工後、支払回数は1回と記載がありますが、設計業務の支払時期は、実施設計業務完了後ではなく建設工事竣工後(令和7年2月(予定))と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業契約書(案)41頁 別紙5に記載の通り、サービス対価A-1は、竣工後、令和7年5月末までに一括で支払う予定です。	
84	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)		サービス対価の支払回数等	サービス対価A-2の支払時期は、令和4、5、6年度の各年度末とありますが、支払金額は造成工事費の均等割りと考えてよろしいでしょうか。また、端数が生じた場合の取り扱いに関して、ご教示ください。	造成工事相当分の費用の各年度の支払額はご提案に委ねます。	
85	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)		サービス対価の支払回数等	サービス対価Cの「対象業務実施期間」は「令和7年4月～令和22年3月(15年間)」とありますが、募集要項4ページ、第2事業内容、10事業スケジュールでは維持管理期間は「令和7年3月1日～令和22年3月末日」とあります。令和7年3月は開業準備期間ととらえ、特別に必要となる作業や費用は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。令和7年2月末の引き渡し後、開校までの1ヵ月は学校の引越期間を想定しています。	
86	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)		サービス対価の支払回数等	サービス対価Dの「支払時期」は「令和7年4月～令和22年3月(18年間)」とありますが、「令和4年4月～令和22年3月(18年間)」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。	
87	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価A-2	サービス対価A-2の支払回数が3回になっていることから、サービス対価A-2についても割賦金利を付加すべきかと存じますが、サービス対価A-2に対する割賦金利付加をご検討頂けますでしょうか。	出来高払いとなりますので金利は発生しないものと思料します。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
88	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価A-2	サービス対価A-2は、造成工事終了後、令和4,5,6年度の各年度末に支払われることになっていますが、令和5年3月末日、令和6年3月末日、令和7年3月末日には、貴町からSPCへの振込手続きが完了している(SPCの預金口座に入金されている)との理解でよろしいでしょうか。	造成工事の進捗に合わせ、各年度の支払い限度内で支払います。募集要項No.42の通りとなります。また、出来高の確認後の支払い手続きとなることから、必ずしも3月末に振込が完了しているとは限りません。3月に出来高を確認すると5月の支払いとなります。
89	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価A-2	サービス対価A-2の支払回数が「3回」となっていますが、どのように分割されて支払われるのかご教示ください。(例えば、令和4年度に造成工事が終了する場合、令和4年度末、5年度末、6年度末はどのような割合で分割して支払われるのでしょうか。また、令和5年度中に造成工事が終了する場合、5年度末、6年度末の2回の支払になるとの理解でよろしいでしょうか。)	募集要項No.42の通りです。令和4年度40%以内(出来高払)、令和5年度70%以内(出来高払)、令和6年度100%(完成払)を想定しています。
90	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価A-2	サービス対価A-2は造成工事終了後、令和4,5,6年度の各年度末に支払われることとなっておりますが、サービス対価A-2に係る消費税は第一回目の支払時(令和4年度末)に一括して支払われるとの認識で宜しいでしょうか。それとも、各年度末における支払の都度、消費税額及び地方消費税額が加算される想定でしょうか。	出来高払いですので、消費税も各年度都度支払うことになります。
91	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価A-2	サービス対価A-2に対する割賦金利が付加される場合で且つサービス対価A-2に係る消費税及び地方消費税が分割で支払われる場合、分割で支払われる消費税に対して割賦金利は付加されると認識して宜しいでしょうか。	No.87を参照してください。
92	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価B	延払基準が廃止されていることを踏まえ、サービス対価B-1の割賦元金総額に係る消費税は「竣工後」、サービス対価B-2の割賦元金総額に係る消費税は「解体・撤去工事業務終了後」一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	No.48を参照してください。
93	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価B-1、B-2	サービス対価B-1、B-2に係る消費税が一括で支払われず、サービス対価B-1、B-2の支払の都度、消費税が支払われる場合、「構成される費用の内容」のうちa)～e)は消費税を含んだ金額を元本として割賦金利が算出されると認識して宜しいでしょうか。そうでない場合、a)～e)合計金額を消費税分割戻して算出する必要があるとの認識で宜しいでしょうか。	前段のご理解の通りです。
94	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価B-1	サービス対価B-1の基準金利確定日は、施設引渡し日(令和7年2月末日)の2銀行営業日前となっているため、当該対価の「支払時期」欄は「令和7年3月～令和22年3月(15年1か月間)」となるのではないのでしょうか。(割賦金利計算期間についても初回は令和7年3月～6月までの4か月になるのではないのでしょうか。)	サービス対価B-1の支払対象はご指摘の通り、令和7年3月～22年3月分を想定していますが、初回の支払い分を令和7年3月～6月までの4か月分としますので、支払期間は令和7年4月～22年3月までとします。
95	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価C	募集要項P4には維持管理期間は「令和7年3月1日～」になっており、サービス対価Cの「支払時期」欄は「令和7年3月～令和22年3月(15年1か月間)」となるのではないのでしょうか。(サービス対価Cの初回は令和7年3月～6月までの4か月分になるのではないのでしょうか。)	ご理解の通りです。15年1ヶ月となり、令和7年3月分の1か月分は令和6年度分として支払う想定です。修正します。募集要項No.11も参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
96	事業契約書(案)	40	2	(2)	-	-	-	サービス対価D	サービス対価Dの「支払時期」欄に関して、「令和7年4月～」ではなく、「令和4年4月～」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。対象業務実施期間に記載した通りです。
97	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)			支払	サービス対価Dの支払時期が、令和7年4月～となっているが、令和4年4月～の間違いでしょうか。	No.96 を参照してください。
98	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)			サービス対価D支払時期	以下のとおり、誤植でしょうか。 令和7年4月～ → 令和4年4月～ ※ 開始時期を上記のとおり変更することで支払回数18回(年1回)と整合性が取れます。	No.96 を参照してください。
99	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)			サービス対価の支払回数等	サービス対価A-2の支払い回数が3回、支払完了までに約3年間を要することとなり、当該支払いについても民間事業者にて資金調達(銀行融資)が必要であり、建中金利及び割賦金利が必要となります。そのため、39頁のサービス対価A-2の「構成される費用の内容」に <u>建中金利及び割賦金利</u> を追記下さい。	No.87を参照してください。
100	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)			サービス対価の支払回数等	サービス対価Cの「対象業務実施期間」は、「令和7年3月～令和22年3月(15年間1か月)」と思慮致します。ご確認下さい。 また、「支払時期」が令和7年4月～となっている箇所も同様に令和7年3月～ではないでしょうか。ご教示下さい。	No.95 を参照してください。
101	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)			サービス対価の支払回数等	サービス対価の支払い時期ですが、サービス対価A-1は令和7年5月末までに、サービス対価A-2は令和4年度末(令和5年3月末日)から令和6年度末の各年度末(3月末日)に、貴町から事業者宛てに支払われる(入金完了)との理解でよろしいでしょうか。	No.88を参照してください。
102	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)			サービス対価の支払回数等	サービス対価Cは令和7年4月～令和22年3月(15年間)とありますが、募集要項p4事業スケジュールでは令和7年3月1日～とあります。令和7年4月1日から開始されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.95を参照してください。
103	事業契約書(案)	40	別紙5	2	(2)			サービス対価の支払回数等	仮に令和7年3月1日から維持管理業務が開始となった場合、サービス対価Cの「対象業務実施期間」、「支払期間」は令和7年3月～令和22年3月(15年1ヶ月)となり、令和7年3月分については別途支払いただける(支払回数は61回になる)との理解でよろしいでしょうか。	No.95 を参照してください。
104	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(2)			サービス対価の支払回数等	サービス対価Cの対象業務実施期間が令和7年4月からとなっていますが、維持管理業務の開始は令和7年2月末の本件引渡予定日の翌日からです。令和7年3月31日までの維持管理業務費は、令和7年4以降の業務費に含めてサービス対価Cとしてお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.95 を参照してください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
105	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)			サービス対価の支払手続	サービス対価B及びCについて、サービス対価の支払対象期間終了後から事業者への支払までどのくらいの月数を要するご予定でしょうか。	ご質問が各支払期間におけるサービス対価の支払時期に関するものとした場合、四半期毎の事業完了をもって請求書の提出を受け、30日以内に支払うことから、完了翌月末払いとなります。そのため、例えば、4～6月業務の完了報告の提出が7月1日となった場合、報告を受けてからの請求書の受付となるので、7月末頃の支払いとなります。
106	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)	①	サービス対価Aの支払方法	「サービス対価Aの金額は、本施設の交付金又は地方債の対象となる事業費の額等により、変更となる可能性がある。」と記載がございますが、当該変更により金融費用等の増加費用が発生した場合、当該費用は貴町にご負担頂ける認識で宜しいでしょうか。	合理的な範囲と町が認めるものについて、協議の上で決定します。
107	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)	②	サービス対価Bの支払方法	割賦料の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、2021年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	国の動向を踏まえ協議します。
108	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)			サービス対価の支払手続	「サービス対価B及びCは、当該年度のサービス対価を以下のとおり年4回に均等に分けて支払うものとする。」とありますが、割賦支払分のサービス対価Bについて、割賦金利と消費税も含め均等との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	No.93を参照してください。
109	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)			サービス対価の支払手続	「町は事業者からサービス対価の請求書を受領した後、サービス対価を支払う。」とありますが、「受領後、何営業日までに支払う。」など、支払期日は想定されているでしょうか。ご教示ください。	No.105を参照してください。
110	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)		サービス対価A、B(設計・建設工事等費用相当部分)について	「サービス対価 A-1 は、3,039,500,000 円(税込み)を予定」とありますが、実施方針についての質問回答No.119より、補助金決定は令和6年度になると理解しております。提案時には補助金対象は未確定と思われるが、収支計画上、サービス対価A-1は上記金額を想定すると理解してよろしいでしょうか。また、設計業務・建設工事業務の合計(造成工事業務を除く)とサービス対価A-1(上記金額)の差額が、別紙5-1に記載のサービス対価B-1の「構成される費用の内容」のうち、「a)左記業務にかかる費用」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
111	事業契約書(案)	41	2	(3)	-	-	-	サービス対価の支払手続	「第1回のサービス対価の支払対象期間は令和7年4月1日から6月30日とし」とありますが、募集要項P4には、引き渡し令和7年2月末日が行われ、維持管理期間が令和7年3月1日に開始するとの記載があることから、サービス対価B-1とサービス対価Cの支払対象期間は令和7年3月1日からになるのではないのでしょうか。	ご理解の通りです。No.95も参照してください。
112	事業契約書(案)	41	2	(3)	1)	①	-	サービス対価Aの支払方法	サービス対価A-1は「3,039,500,000円(税込み)」を予定との記載がありますが、税抜金額は2,763,181,818円になると理解してよろしいでしょうか。((【様式7-6】長期収支計画表などを作成するうえで、サービス対価A-1の正確な税抜金額を把握する必要があります。))	ご理解の通りです。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
113	事業契約書(案)	41	2	(3)	1)	①	-	サービス対価Aの支払方法	「サービス対価Aの金額は、本施設の交付金又は地方債の対象となる事業費の額等により、変更となる可能性がある」とのことですが、変更の対象はサービス対価A-1のみ(A-2は対象外)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
114	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)	①	サービス対価Aの支払い方法	「サービス対価Aの金額は、本施設の交付金又は地方債の対象となる事業費の額等により、変更となる可能性がある。」との記載がありますが、提案時はどのように設定すればよろしいでしょうか。	No.110を参照してください。
115	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)	①	サービス対価Aの支払い方法	「サービス対価Aの金額は、本施設の交付金又は地方債の対象となる事業費の額等により、変更となる可能性がある。」との記載がありますが、その場合提案時と資金調達費用が変わるため金融費用その他の増加費用は貴町にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.106を参照してください。
116	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)	①	サービス対価Aの支払方法	税込みで3,039,500,000円とありますが、税抜きで2,763,181,819円という理解でよろしいでしょうか。	No.112を参照してください。
117	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)	①	サービス対価Aの支払方法	サービス対価A-2は提案額を上限に、年度ごとに実際の出来高に応じてお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.89を参照してください。
118	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)	①	サービス対価Aの支払方法	交付金又は地方債の対象となる事業費の額等によりサービス対価A-1が変更となった場合、増減額はサービス対価B-1で調整するという理解でよろしいでしょうか。また、金融費用など当該調整により事業者が生じた費用は、貴町の負担という理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解の通りです。後段は、No.106を参照してください。
119	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)			サービス対価の支払手続	サービス対価の支払手続で、「…町は事業者からサービス対価の請求書を受領後、サービス対価を支払う。…」とありますが、受領後何日以内にお支払い頂けますでしょうか。	具体的な日数は、選定事業者と協議の上、決定します。
120	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)			サービス対価の支払手続	サービス対価の支払い時期ですが、サービス対価Cは、第1四半期分は7月末日に、第2四半期分は10月末日に、第3四半期分は1月末日に、第4四半期分は4月末日に貴町から事業者宛てに、サービス対価Dは各年度末の3月末日に支払われる(入金完了)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル			
121	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	表		サービス対価の支払手続	「※サービス対価Dは、第4四半期のみが支払い対象。」とありますが、地域活性化業務は年4回の会議があるため、「～第4四半期に各年度の業務費をまとめて支払う(年1回の支払い)」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
122	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)		サービス対価A、B(設計・建設工事等費用相当部分)について	「サービス対価Aの金額は、本施設の交付金又は地方債の対象となる事業費の額等により、変更となる可能性がある。」とありますが、当該事由に伴うサービス対価Bに係る割賦手数料、事業者の借入金額増額に伴う金利、契約変更等に係る必要費用は貴町の費用負担との理解でよろしいでしょうか。	No.106を参照してください。
123	事業契約書(案)	41	別紙5	2	(3)	1)	②	サービス対価Bの支払方法	PF事業におけるLIBOR廃止後の代替指標やスプレッド調整の方法は国からも明確な指示がない状況の為、LIBOR廃止後の対応は貴町と事業者の双方ともに非常に時間のかかる作業になると予想されます。事業契約に記載の段階でLIBOR以外の指標をご検討いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
124	事業契約書(案)	42	2	(3)	1)	②	-	サービス対価Bの支払方法	「基準金利確定日は施設引渡し日の2銀行営業日前」とありますが、これは「サービス対価B-1」の基準金利確定日と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
125	事業契約書(案)	42	2	(3)	1)	②	-	サービス対価Bの支払方法	基準金利確定日は「施設引渡し日の2銀行営業日前」とありますが、「サービス対価B-2」の基準金利確定日については、当該対価の支払対象期間が令和8年4月から開始されることから、「施設引渡し日」ではなく、「令和7年度末日の2銀行営業日前」になることを明記していただけないでしょうか。	原案の通りとします。
126	事業契約書(案)	42	2	(3)	2)	-	-	サービス対価C(維持管理費用)について	「原則として同額を支払う」とありますが、初回の支払対象期間は令和7年3月1日～6月30日までの4か月間となり、初回は同額にならないと理解してよろしいでしょうか。	No.94を参照してください。
127	事業契約書(案)	42	2	(3)	3)	-	-	サービス対価D(地域活性化業務費用)について	サービス対価Dは、年間50万円が上限となりますが、提案時には事業期間を通じて同額を計上する必要がある(貴町からは毎年度同額が支払われる)との理解でよろしいでしょうか。	提案時には、事業期間を通じて50万円を上限とした提案額を計上してください。
128	事業契約書(案)	42	別紙5	2	(3)	1)	②	サービス対価Bの支払方法	サービス対価B-2については、令和8年4月からの支払いとなり、その基準金利確定日は解体・撤去工完了日の2銀行営業日前という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
129	事業契約書(案)	43	別紙5	(2)	2)	②			t=2025(維持管理業務2年目)の場合においては、0-1=2021(入札日の年度)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
130	事業契約書(案)	43	別紙5	3	(2)	2)	②	改訂率の基準日	初年度のサービス対価については、改定を行わないとありますが、初年度は提案時から4年後となることから、サービス対価A、Bと同様に提案時からの物価変動についても改定の対象として頂けますでしょうか。	原案の通りとします。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(事業契約書案)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
131	事業契約書(案)	43	別紙5	3	(2)	1)	サービス対価A、B(設計・建設工事等費用相当部分)について	当該規定は全体スライドについて規定頂いているとの認識ですが、公共工事標準請負契約約款第26条のとおり、単品スライド(特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき)、及びインフレスライド(予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったとき)についても追記いただきます様、お願い申し上げます。	原案の通りとします。
132	事業契約書(案)	48	別紙6	3	(1)		モニタリングの方法	定期モニタリングのうち「維持管理業務については月1回及び年1回、(省略)報告書を作成し、町に提出する。」とあります。別紙5の支払手続きでは四半期ごとの支払となっていますが、各四半期最終月の月次報告、モニタリング結果通知をもって請求書を提出させていただくという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。(年1回の報告書作成ではなく四半期毎の報告書作成(請求書提出毎の報告書作成)ではなく、問題ないでしょうか。)	毎月提出されたモニタリング結果を踏まえて、四半期毎に支払いに反映させるということです。
133	事業契約書(案)	48	別紙6	3	(1)	表	定期モニタリング	「維持管理業務については月1回及び年1回、地域活性化業務については、毎回(4回)及び年1回、報告書を作成し、町に提出する。」とありますが、当該報告書とは、各業務報告書と同一の書類であるという理解でよろしいでしょうか。	具体的な記載事項等については、選定事業者と調整の上、決定します。
134	事業契約書(案)	50	別紙6	3	3)	①	減額の対象となる事態	重大な事象以外の事象についてはまず改善要求が行われ、直ちに減額ポイントが付与されるということはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
135	事業契約書(案)	53	別紙8	(2)			維持管理業務不可抗力による増加費用及び損害の負担割合	「サービス対価Cの1年分の総額の100分の1に至るまでは」とは、仮に1年総額10,000万円とした場合、10万円に至るまでという解釈で宜しいでしょうか。	10,000万円であれば、100分の1ですから、100万円です。
136	リスク分担表						備品更新 リスク	4月30日に公表されました、添付資料3「リスク分担表(案)」に記載の「破損」と「損傷」の違いについて具体例を交えてご教示下さい。	「破損」は「損傷」と同義と読み替えてください。

美里町新中学校整備等事業に関する質問回答一覧(その他)

No.	文書名	該当箇所						質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細項目	タイトル		
1	そのほか							設計数量に敷地外周のフェンスが計上されていません。建築外構設計で数量計上と捉えて宜しいでしょうか。 また、要求仕様(フェンス高さ等)についてご教示ください	ご理解の通りです。要求仕様については提案事項と考えます。
2	そのほか							町道小牛田南郷線の舗装構成はA交通がわかりましたが、排水施設を設置する町道小桜上線、農道の舗装構成が分かりません。条件あればご教示ください。	町道小桜上線について、宮城県土木設計施工マニュアル(道路編)第6章舗装工に記載の交通区分がL交通、設計CBR3相当となります。農道については、敷砂利10cmとなります。
3	そのほか							町道小牛田南郷線沿いにある電柱の移設は電力事業者(東北電力)対応と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	そのほか							盛土工に先行する中層混合処理で大型重機での施工時にトラフィカビリティ確保のため必要と思われる補強等対策費用は、協議対象と考えて宜しいでしょうか。	ご提案に委ねます。
5	児童・生徒、学校教員、住民の皆様からの意見等	—						これらの意見等については、提案検討に当たって参考とさせて頂くものであり、要求水準ではないことを念のため確認させて下さい。 また、仮に優先交渉権者の決定後、当該意見等への対応を追加で求められた場合は、事業契約変更も含め、町側にて追加予算立てを頂けることを念のため確認させて下さい。	ご理解の通りです。
6	HP						児童・生徒、学校教員、住民の皆様からの意見等について	6/21説明会にて左記項目に対する提案への活用を求められましたが、審査においてどのように評価、加点されるでしょうか。	No.5を参照して下さい。
7	その他							各採点項目の詳細な採点表はありますでしょうか。	配点は事業者選定基準に記載のものとなります。
8	その他							個別対話の機会を設ける予定は有りますでしょうか。	8月6日公表分の回答を参照ください。
9	その他							上記質問には提案上、金額に関わる部分が多くあるため、回答期間を待たず随時回答をお願い出来ますでしょうか。	ご意見として承ります。